

原議保存期間	10年(令和18年3月31日まで)
有効期間	一種(令和18年3月31日まで)

警察庁丙運発第2号  
令和8年2月4日  
警察庁交通局長

各 地 方 機 関 の 長 殿  
各 都 道 府 県 警 察 の 長  
(参考送付先)  
各 附 属 機 関 の 長

運転免許技能試験実施基準について(通達)

運転免許技能試験実施基準については、「運転免許技能試験実施基準について(通達)」(令和7年2月28日付け警察庁丙運発第18号)により運用しているところであるが、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第60号)による中型自動車免許、準中型自動車免許、中型自動車第二種免許、中型自動車仮免許及び準中型自動車仮免許に係る運転免許技能試験の実施方法の改正については、令和8年4月1日から施行されることから、同通達について所要の改正を行い、同日からこれを標準とすることとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は同日をもって廃止する。

## 別添 運転免許技能試験実施基準

### 第1 目的

この運転免許技能試験実施基準は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条第1項第2号に規定する自動車等の運転に必要な技能についての運転免許試験（以下「技能試験」という。）、法第89条第3項に規定する自動車の運転について必要な技能を有するかどうかについての検査（以下「技能検査」という。）、法第100条の2第1項に規定する再試験のうち技能に関するもの（以下「技能再試験」という。）並びに道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第18条の5の規定による限定の全部又は一部解除を受けるための審査及び法第91条の2第3項の規定による条件の変更をすることが適当であるかどうかについての審査（以下「技能審査」という。以下、これらを総称して「試験」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 用語の意義

- 1 「免許」は運転免許をいう。
- 2 「大型免許」は大型自動車免許を、「中型免許」は中型自動車免許を、「準中型免許」は準中型自動車免許を、「普通免許」は普通自動車免許を、「大型特殊免許」は大型特殊自動車免許を、「大型二輪免許」は大型自動二輪車免許を、「普通二輪免許」は普通自動二輪車免許を、「大型第二種免許」は大型自動車第二種免許を、「中型第二種免許」は中型自動車第二種免許を、「普通第二種免許」は普通自動車第二種免許を、「大型特殊第二種免許」は大型特殊自動車第二種免許を、「大型仮免許」は大型自動車仮免許を、「中型仮免許」は中型自動車仮免許を、「準中型仮免許」は準中型自動車仮免許を、「普通仮免許」は普通自動車仮免許をいう。
- 3 「令和6年改正規則」は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第60号）をいう。
- 4 「試験官」は、令和6年改正規則による改正後の規則第24条第13項に規定する公安委員会の指定を受けた警察職員をいう。
- 5 「AT自動車」は、オートマチック・トランスミッションその他のクラッチ操作を要しない機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない自動車をいう。
- 6 「MT自動車」は、AT自動車以外の自動車をいう。
- 7 「旧試験方法」は、令和6年改正規則による改正前の規則第24条に規定する技能試験並びにこれを準用する技能検査及び技能再試験の方法をいう。
- 8 「新試験方法」は、令和6年改正規則による改正後の規則第24条に規定する技能試験並びにこれを準用する技能検査及び技能再試験の方法をいう。
- 9 「路上試験」は、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験、大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能検査並びに準中型免許及び普通免許に係る技能再試験をいう（中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験及び技能検査、準中型免許及び普通免許に係る技能再試験並びに中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験について

は、新試験方法におけるAT自動車を使用する試験項目及び旧試験方法によるものに限る。)

- 10 「場内試験」は、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、牽引免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許、牽引第二種免許、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許に係る技能試験、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能検査、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験並びに技能審査をいう（中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験及び技能検査、準中型免許及び普通免許に係る技能再試験並びに中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験については、新試験方法におけるMT自動車を使用する試験項目に限る。)

### 第3 試験コースの設定

#### 1 試験コース

試験コースは、免許の種類ごとに、別添1「場内試験課題設定基準」及び別添2「路上試験課題設定基準」に基づき、次のとおり設定すること。

- (1) 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許に係る技能試験、大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能検査並びに準中型免許及び普通免許に係る技能再試験にあつては、課題設定条件がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを3種類以上。また、これらの免許に係る試験のうちの新試験方法におけるMT自動車を使用する試験項目にあつては、課題設定条件がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを2種類以上
- (2) 大型特殊免許、大型特殊第二種免許、牽引免許、牽引第二種免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能試験並びに技能審査にあつては、課題設定条件がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを2種類以上

#### 2 立体障害物

場内で行う試験に用いるコースについては、別添3「立体障害物設置基準」に基づき障害物を設けるものとする。

### 第4 試験用自動車

試験において使用する自動車は、別添4「試験用自動車基準」によるものとする。

なお、安全運転支援装置については、当該装置の機能を無効とすることができないもの及び当該装置の機能を無効としてもエンジンを再始動すると自動的に有効になるものを除き、当該装置の機能を無効とした状態とすること。ただし、安全運転支援装置であつて、その機能を無効とすることができないもの又はその機能を無効としてもエンジンを再始動すると自動的に有効になるもののうち、後付け等の安全運転支援装置であつて、その機能が試験の判定に影響を与えるものを装備している自動車については、試験に使用しないこと。また、安全運転支援装置の機能を有効な状態とする場合において、当該機能が作動する時機又は感度を調整することができるときは、最も遅い時機に作動し、又は最も低い感度で作動するように調整すること。

## 第5 技能検査

技能検査については、この運転免許技能試験実施基準によるものとする。

## 第6 再試験

技能再試験については、この運転免許技能試験実施基準によるものとする。

## 第7 技能審査

技能審査については、別添5「技能審査課題設定基準」及び別添6の2「自動三輪車又は軽自動車に限定されている者に対する技能審査採点基準」に基づいて実施するもののほか、この運転免許技能試験実施基準によるものとする。

## 第8 試験の実施手順

### 1 試験コース等の指定

試験コース及び試験用自動車の指定並びに試験官の配置は、試験担当課長が試験実施の直前に行うものとする。

### 2 受験者の確認

試験官は、運転免許申請書、運転免許証等によって受験者の確認を行うものとする。

なお、路上試験については、試験を実施する前に、必ず試験用自動車を運転することができる運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを携帯していることを確認すること。

### 3 試験前の指示

(1) 試験官は、試験開始前（新試験方法においては、路上試験及び場内試験それぞれの開始前）に、受験者に対して次の事項について指示及び説明を行うものとする。

ア 試験中の事故防止

イ 試験課題履行条件及び試験中止事項

ウ 試験コースの走行順路

エ その他試験実施について必要な事項

(2) 試験官は、受験者の服装等が不適切であると認めるとき（大型二輪免許及び普通二輪免許に係る試験の受験時にヘルメット、手袋、長袖服、長ズボン及び靴を着用していない場合又は大型二輪免許及び普通二輪免許以外の試験の受験時にげた、サンダル又はハイヒールを着用している場合）は、その者の試験を延期するものとする。

### 4 試験官の同乗

(1) 新試験方法における中型免許、準中型免許及び普通免許に係る技能試験及び技能検査、準中型免許及び普通免許に係る技能再試験並びに中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験のうちのAT自動車を使用する試験項目とMT自動車を使用する試験項目については、異なる試験官であっても差し支えない。

(2) 路上試験における場内コースと路上コースについては、同一の受験者に対して同一の試験官とする。

### 5 試験中の指示

試験官は、受験者の運転する自動車に同乗して試験を行う場合においては、走行順路

について受験者が運転に余裕を持てるよう教示の時機を十分考慮し、進行方向を指し示すなどにより明確に教示するものとする。また、同乗以外の方法で試験を行う場合においては、走行順路を示した図を事前に配布するなど、できる限り受験者が走行順路を覚えられるような配慮をすること。

なお、走行順路の教示、減点後の是正措置若しくは危険防止のための指示又は試験を実施するために必要な指示を除き、助言等をしてはならないものとする。

## 6 試験後の指導・助言

試験官は、試験を終了した受験者に対し、当日の試験結果から見て運転上の重要なポイント又は今後の運転練習の努力目標について簡潔な指導・助言を行うものとする。

## 7 試験時等のならし走行

- (1) 場内試験については、原則として受験者及び使用する試験用自動車ごとにおおむね100メートル（カタピラ限定大型特殊自動車免許に係る技能試験の場合は50メートル）の場内コースにおけるならし走行（以下「場内ならし走行」という。）を行うものとする。
- (2) 大型免許、中型免許、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能試験並びに大型免許及び中型免許に係る技能検査については、原則として受験者ごとにおおむね300メートルの場内ならし走行及びおおむね100メートルの道路におけるならし走行（以下「路上ならし走行」という。）を行うものとし、場内ならし走行においては、路上試験の安全性の確保のため、受験者の運転技能の把握を行い、この距離で運転技能の十分な把握ができなかった者については、さらに100～200メートルの走行を行っても差し支えないこととする。また、路上試験のコースに坂道がある場合には、場内ならし走行において坂道コースで上り坂の停止及び発進も行うものとする。
- (3) 準中型免許及び普通免許に係る技能試験、技能検査及び技能再試験については、原則として受験者ごとにおおむね100メートルの路上ならし走行、普通第二種免許に係る技能試験については、原則として受験者ごとにおおむね100メートルの場内ならし走行及び路上ならし走行をそれぞれ行うものとする（新試験方法においては、AT自動車を使用する試験項目に限る。）。
- (4) ならし走行から試験への移行については、下車しないこととし、路上ならし走行開始地点では必ず一旦停止させること。

## 第9 試験課題履行条件

試験は、正確な法令履行及び正確な運転操作によって、道路及び交通の状況に応じて安全かつ円滑な走行ができるかどうかについて行うものとする。

### 1 場内試験

場内試験の課題を履行する場合の条件は、次のとおりとする。

#### (1) 採点の範囲

採点は、乗車する時から下車する時までの間について行うこと。

ただし、乗車地点から試験の起点に至るまでのならし走行中は採点しないこと。

なお、乗車する時には「安全措置不適」等の乗車行為に係る減点細目についてのみ採点を行い、ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、ならし走行

発進時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点すること。

(2) 安全運転支援装置

安全運転支援装置は、一定以上の速度で走行している場合には適切に作動しない場合があるなどの限界があるので、運転中は絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うこと。また、試験官から指示のあった場合を除き、無効となっている安全運転支援装置の機能を有効としないこと。

(3) 安全確認の方法

安全確認は、原則として直接目視及び後写鏡又は後方等確認装置によること。

(4) コース

コースは、すべて車道とみなす。

(5) 脱輪時の措置

車輪が縁石に乗り上げたとき（コース外に落輪したとき）は、直ちに停止して、乗り上げる（落輪する）以前の地点まで戻って走行し直すこと。

(6) 指示速度による走行

周回コース又は幹線コースの速度指定区間においては、指示速度に従って走行すること（指示速度は、受験者に対し、現場で再指示するものとする。）。

(7) 鋭角コースの走行（大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能審査並びに中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験のうちの試験方法におけるMT自動車を使用する試験項目の場合）

鋭角コースは、3回以下の切り返しによって通過すること。

(8) 上り坂の停止及び発進

指示した場所で停止し、直ちに発進すること（受験者に対し、現場で再指示するものとする。）。

(9) 方向変換

方向変換は、コース凹部に後退で入ること。

なお、牽引車の方向変換については、方向変換のための後退を終了したときは、牽引車と被牽引車とを直線の状態で停止させること（直線の状態で停止させることは、受験者に対し、現場で再指示するものとする。）。

(10) 路端における停車及び発進（大型自動車及び中型自動車の場合）

1回の停車により、車体を道路のできる限り左側端に道路と平行に沿わせ、かつ、車体の先端を指定された停止位置目標のポールに一致させること。1回の停車で履行条件を満たせなかった場合は、切り返しを行って停車位置に合わせる。停車完了後は、前方に発進して障害物に接触することなく通過すること（受験者に対し、現場で再指示するものとする。）。

なお、停止位置に合わせるための切り返しについては範囲の制限はないこととするが、停止位置から前方に発進した後、障害物を避けて通過するために切り返しを行う場合は、車体の先端が停止位置目標のポールより後方とまらない範囲で行うこと。

(11) 隘路への進入（大型自動車及び中型自動車の場合）

走行線から車輪をはみ出さずに走行し、そのまま停車することなくおおむね90度車

体の向きを変え、進入範囲（路面に引かれた2本のライン及びそれぞれのラインを後方に延長した仮想線に挟まれた範囲）に車体の全部を入れること（進入範囲等は現場で再指示するものとする。）。

なお、おおむね90度車体の向きを変えた後、進入範囲に車体を入れるために切り返し等を行う場合は、前方は限界線を車体の一部が超えない範囲、後方は2本のラインの後端を後輪が超えない範囲で行うこと。

(12) 走行終了時の措置

走行を終了したときは、駐車状態にするほか、次のとおりとすること。

ア 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車（以下「四輪車」という。）は、車体の先端を、指示した停止目標物（ポール等）に一致させる。ただし、バス型の自動車は中央ドアの中心を、指示した停止目標物に一致させる。

イ 大型特殊自動車（以下「大特車」という。）で作業機具を接地させる構造のものは、前記アのほか作業機具を水平に接地させる。

ウ 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「二輪車」という。）は、前車輪の先端を停止目標物（ポール等）に一致させ、サイドスタンド(サイドスタンドのない車両は、メインスタンド)を立てる。

(13) 特別コースの走行（二輪車の場合）

ア 直線狭路コースの走行

直線狭路台手前の指定地点で一旦停止し、直線狭路台を着座姿勢により、大型自動二輪車（以下「大型二輪車」という。）にあっては10秒以上、普通自動二輪車（以下「普通二輪車」という。）にあっては7秒以上、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通二輪車（以下「小型二輪車」という。）にあっては5秒以上の所要時間で走行すること。

イ 連続進路転換コースの走行（小型二輪車を除く。）

立体障害物の間を順にS字状に、かつ、大型二輪車にあっては7秒以下、普通二輪車にあっては8秒以下の所要時間で走行すること。

ウ 波状路コースの走行（大型二輪車に限る。）

立ち姿勢（スクーター型の大型二輪車は着座姿勢）により、できる限り遅い速度で走行すること。

エ 指定速度からの急停止

指定速度（大型二輪車及び普通二輪車は40キロメートル毎時、小型二輪車は30キロメートル毎時の速度とする。）を保ち、指定位置（急制動開始線をいう。）で急制動を行い、車輪をロックさせずに急停止区間内で安定した停止をすること。

なお、指定速度に達しない速度で指定位置にさしかかった場合又は指定位置では指定速度に達していたが、その手前から制動を開始していた場合は、試験官の指示に従って1回に限りやり直しをするものとする。

オ 側車付き二輪車は、「エ」の項目（指定速度からの急停止）のみ行うものとする。

2 路上試験

路上試験の課題を履行する場合の条件は、次のとおりとする。

(1) 採点の範囲

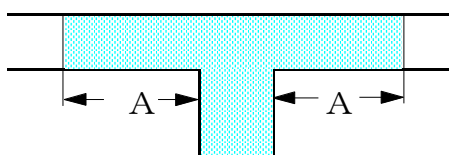
ア 路上コースの採点は、乗車する時から下車する時までの間について行うこと。

ただし、場内コースの乗車地点から試験の起点に至るまでの場内コース走行中、場内ならし走行中、路上ならし走行中及び場内コースの降車地点において下車する場合の場内コース走行中は採点しない。

なお、乗車する時には「安全措置不適」等の乗車行為に係る減点細目についてのみ採点を行い、路上ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、路上ならし走行発進時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点すること。また、場内コースの降車地点において下車する場合においては、停車する際に「駐停車方法違反」、「駐車措置違反」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の駐車行為に係る減点細目について採点し、かつ、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る路端への停車及び発進の3回目を場内の発着点等で実施する場合は、当該課題実施時に「停止位置不適」、「駐停車方法違反」、「合図不履行等」、「安全不確認」、「後車妨害」等の当該課題の実施に係る減点細目についても採点すること。

イ 場内コースにおける方向変換の採点については、方向変換コースの出入口部の採点範囲内に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に出入口部の採点範囲から車体の全部が出るまでの間について行うこと。

ただし、採点範囲から出ている車体部分については、採点しないこととする。



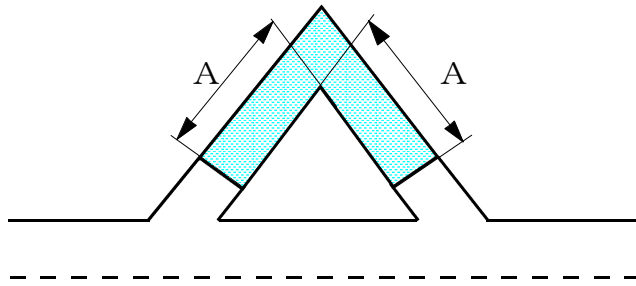
区分	Aメートル
普通自動車・準中型自動車	5.0
中型自動車	8.0
大型自動車	10.0

※ 着色部分が採点範囲

ウ 場内コースにおける縦列駐車の採点については、縦列駐車コースと平行に停止してから、駐車範囲内（の右側端を結ぶ線の内側）に車体の全部を入れ、その範囲から車体が全部出るまでの間とする。

エ 場内コースにおける鋭角コースの採点については、鋭角コースの採点範囲内に車体の一部が入り始めてから、そのコースの採点範囲から車体の全部が出るまでの間とすること。

ただし、採点範囲から出ている車体部分及びコース進入時の右左折行為のみに伴う後輪の脱輪については、採点しないこととする。



A：車体の長さ以上

※ 着色部分が採点範囲

- (2) 安全運転支援装置  
場内試験に準じる。
- (3) 安全確認の方法  
場内試験に準じる。
- (4) 路端への停車及び発進（準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の場合）
- ア 準中型免許及び普通免許の場合は、試験官からの「停車可能な場所で停車して下さい」という趣旨の合図の後、合理的かつ速やかに停車すること。
- イ 大型第二種免許及び中型第二種免許の場合は、試験官から指定された目標物を車両の中央ドア（前部ドアしかない車両の場合は、幅おおむね1メートルの中央ドアを想定した表示）の中心に合わせて停車すること。
- なお、路端への停車及び発進は3回実施するが、路上で2回しかできなかった場合、3回目については場内の発着点等で実施することとする。
- ウ 普通第二種免許の場合は、試験官から目標物を指定されたときは、指定された目標物を左側後部のドアの中心に合わせて停車すること。また、試験官から「停車可能な場所で停車して下さい」という趣旨の合図があったときは、合理的に最も近接した場所に停車することとするが、停車禁止場所を含んだ箇所では合図があったときは、停車禁止場所を避けた上で合理的に最も近接した場所に停車すること。
- なお、試験官から目標物を指定される停車（以下「指定場所における停車」という。）は1回、試験官からの合図による停車（以下「直前合図による停車」という。）は3回（うち停車禁止場所を含んだ箇所での停車は1回）実施することとする。
- エ 路端に停車する際には、ドアを開ける分の幅は考慮しないこととし、停車時は、ギアをニュートラル（AT自動車はパーキング等の駐車時に入れるべきレンジ）とし、ハンド（駐車）ブレーキ及びブレーキペダル等によるブレーキを効かせていること。また、試験官の発進合図の後に発進すること。
- (5) 転回（普通第二種免許の場合）
- 試験官に指示された区間内で、できる限り速やかに転回すること（試験官は、転回区間の100メートル以上手前の地点で走行中に指示すること。）。
- 転回を行うに当たっては、中央線に寄ってから行う又はいったん左側で停車してから行う等の方法でも良いが、交差点の交差路又は道路外の施設の出入口にいったん入り込んでのスイッチターン（道路が、積雪又は凍結している場合を除く。）や、信号

機のある交差点での転回を行わないこと。

- (6) 脱輪時の措置（場内コースの場合）  
場内試験に準じる。
- (7) 鋭角コースの走行（場内コースの場合）  
場内試験に準じる。
- (8) 方向変換（場内コースの場合）  
方向変換は、コース凹部に後退で入ること。
- (9) 縦列駐車（場内コースの場合）  
コースに平行して停止した後に後退を開始し、駐車範囲内（縦列駐車コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側）に車体の全部を入れた後に発進すること（駐車範囲等は、受験者に対し現場で再指示するものとする。）。
- (10) 走行終了時の措置  
走行を終了したときは、駐車状態とすること。
- (11) 実施上の留意事項
  - ア 路端へ停車する際及び停車中（受験者の交代時を含む。）は、停車するための進路変更の合図の後であれば非常点滅表示灯をつけても差し支えないものとする。
  - イ 路上試験の安全性の確保のため、準中型免許及び普通免許を除き、場内コースを先に実施するものとする。準中型免許及び普通免許における場内コースについては、路上コースの後に実施するものとする。

## 第10 採点

### 1 採点方法

- (1) 試験の採点は、別添6「採点基準」に定める減点事項に該当するもの（減点事項に該当するおそれがあるため又は減点事項に該当したために安全運転支援装置が警報を発した場合を含む。）について減点し、別添7-1「採点基準細目一覧表（路上）」及び別添7-2「採点基準細目一覧表（場内）」に準じた技能試験成績表に記録して行うものとする。  
ただし、道路（コース）の形態、交通の状況、走行順路の設定方法等から減点することが明らかに不合理な場合（安全運転支援装置が明らかに誤作動等した場合を含む。）は減点しないものとする。
- (2) 採点は回数減点を原則とする。  
ただし、採点基準に定める「特別減点細目」に該当するものについては、1回目は減点を保留するが、2回以上該当した場合は、さかのぼって1回目からそのすべてを減点する。

### 2 路上試験における是正措置

- (1) 次の場合は、第12の2に規定する試験官補助を適用して是正するものとする。
  - ア 採点基準に定める危険行為等に該当するおそれがあるとき
  - イ 周囲の状況から危険のおそれがある法令違反が行われようとしたとき
  - ウ 周囲の状況から危険のおそれがある運転操作が行われようとしたとき
- (2) 他の交通の円滑を妨げるおそれがある法令違反又は運転操作が行われようとした場

合には、該当する減点細目を適用し、注意を与えて是正させるものとする。

### 3 走行順路を間違えた場合等の措置

試験において走行順路を間違えた場合は、直近の道路（場内試験にあっては、直近の幹線コース又は周回コース）を前進う回して正規の走行順路に復帰するものとする。この場合において、走行順路を間違えたことについては減点しないが、正規の走行順路に復帰する間については採点の範囲とする。

## 第11 合格基準

試験の成績は100点満点とし、技能試験、技能検査及び技能再試験については免許の種類ごとに次に掲げる得点のものを合格とする。

なお、技能審査については別添5「技能審査課題設定基準」の合格基準に示す得点のものを合格とする。

- 1 第二種運転免許（新試験方法による中型第二種免許及び普通第二種免許を除く。）については80点以上
- 2 新試験方法による中型第二種免許及び普通第二種免許については、A T自動車を使用する試験項目及びM T自動車を使用する試験項目それぞれについて80点以上
- 3 第一種運転免許（新試験方法による中型免許、準中型免許及び普通免許を除く。）、準中型仮免許（新試験方法によるものを除く。）及び普通仮免許（新試験方法によるものを除く。）については、準中型免許（新試験方法によるものを除く。）及び普通免許（新試験方法によるものを除く。）、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験並びに大型免許及び中型免許（新試験方法によるものを除く。）、準中型免許（新試験方法によるものを除く。）及び普通免許（新試験方法によるものを除く。）に係る技能検査は70点以上
- 4 新試験方法による中型免許、準中型免許及び普通免許については、A T自動車を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目並びにM T自動車を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目はそれぞれ70点以上
- 5 新試験方法による準中型仮免許及び普通仮免許については、A T自動車を使用する試験項目は70点以上、M T自動車を使用する試験項目は60点以上
- 6 新試験方法による中型仮免許については、A T自動車を使用する試験項目及びM T自動車を使用する試験項目はそれぞれ60点以上
- 7 大型仮免許及び中型仮免許（新試験方法によるものを除く。）に係る技能試験は60点以上

## 第12 試験の中止

次に掲げる事項に該当したときは、試験を中止するものとする。

### 1 危険行為等

採点基準に定める次の事項に該当したとき

#### (1) 場内試験

逆行大、発進不能、指定速度到達不能、急停止区間超過、暴走、転倒、通過不能、脱輪大、接触大、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、横断

等禁止違反、指定場所不停止、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、安全運転義務違反

## (2) 路上試験

逆行大、発進不能、暴走、ふらつき大、通過不能、脱輪大、接触大、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、横断等禁止違反、指定場所不停止、歩行者保護不停止等、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、安全運転義務違反、通行禁止違反

## 2 試験官補助

試験中に、危険を回避するため試験官がブレーキ若しくはハンドルを操作した場合、試験を同乗以外の方法で行うとき等において試験官が直接ブレーキ等の操作ができないときに口頭による指示等の手段によりこれに代わる補助を行った場合又は危険を回避するために安全運転支援装置が作動してアクセル、ブレーキ若しくはハンドルの操作が行われた場合

## 3 減点超過

減点した合計点によって、合格基準に定める免許の種類ごとの成績を得ることができないことが明らかとなった場合

## 4 指示違反

試験実施のための指示をしたにもかかわらず、これに従わない場合

## 第13 試験官

### 1 試験官の指定

規則第24条第13項に規定する公安委員会の指定は、指定書を交付して行うものとする。

### 2 試験官の資格要件

試験官としての資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する警察職員であること。
- (2) 25歳以上の者であること。
- (3) その者が従事する試験に用いられる自動車に係る免許（仮免許を除く。）を現に受けており、かつ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。  
ただし、二輪車に係る免許についての試験にあっては、二輪車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。
- (4) 交通の方法に関する教則の内容となっている事項、技能試験の実施に関する知識、自動車の運転技能の評価方法に関する知識、技能試験官として必要な運転技能及び自動車の運転技能に関する採点方法等必要な知識を有する者であること。

### 3 試験官の教養

- (1) 試験官として新たに指定を受けようとする者（以下「新規指定者」という。）及び試験官の職から離れていた者で再度試験官として指定を受けようとするもの（以下「再指定者」という。）に対しては、次の表に掲げる区分に応じ教養を行うものとする。

ただし、交通警察業務について相当の経験を有する者が教養を受けようとする場合には、適宜、教養の科目及び時間の一部を省略することができる。

項目	科 目	指 定 種 別	
		新規指定者	再指定者
一 般 教 養	運転免許制度の教養	2時間以上	—
	試験官の心構え	2 //	2時間以上
	運転免許事務の概要	3 //	—
	運転心理	3 //	—
	計	10 //	2時間以上
基 礎 教 養	交通の方法に関する教則の内容となっている事項	60 //	4 //
	自動車の構造及び取扱いの方法	20 //	3 //
	自動車の安全な運転に関する知識	50 //	4 //
	試験官として必要な自動車の運転技能	90 //	8 //
	運転免許試験に関する法令等の知識	30 //	2 //
	計	250 //	21 //
実 務 教 養	技能試験の実施に関する実務	20 //	3 //
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	150 //	15 //
	自動車の運転技能に関する採点方法	120 //	10 //
	試験実施基準に関する知識	130 //	12 //
	計	420 //	40 //
	合 計	680 //	63 //

- (2) 試験官に対し、技能試験の実施に必要な事項について、月10時間以上の教養を行うものとする。



- (2) 新試験方法におけるMT自動車を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目  
 ア 中型免許、準中型免許、普通免許、中型第二種免許及び普通第二種免許

課 題		回 数	
		中型免許・準中型免許 普通免許	中型第二種免許 普通第二種免許
幹線コース及び 周回コースの走行	指示速度による走行	1回以上2回以下	1回以上2回以下
	周回カーブ	2回以上	2回以上
	指定場所における一時停止	1回以上	1回以上
交差点の通行	右折・左折	それぞれ1回以上	それぞれ1回以上
	信号通過	1回以上	1回以上
横断歩道の通過		1回以上	1回以上
踏切の通過		1回以上	1回以上
曲線コースの走行		1回	1回
屈折コースの走行		1回	1回
坂道コースの走行 (坂道における一時停止及び発進を含む。)		1回以上 2回以下	1回以上 2回以下
方向変換		1回	1回
鋭角コースの走行		—	1回
障害物設置場所の通過		1回以上	1回以上
走行距離 (メートル)		1200以上	1200以上

- イ 中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許

課 題		回 数
幹線コース及び 周回コースの走行	指示速度による走行	1回以上2回以下
	周回カーブ	2回以上
	指定場所における一時停止	1回以上
交差点の通行	右折・左折	それぞれ1回以上
	信号通過	1回以上
横断歩道の通過		1回以上
踏切の通過		1回以上
曲線コースの走行		1回
屈折コースの走行		1回
坂道コースの走行 (坂道における一時停止及び発進を含む。)		1回以上 2回以下
障害物設置場所の通過		1回以上
走行距離 (メートル)		1200以上

2 場内で行う試験コースの設定（路上試験における場内コースを含む。）は、次のとおりとする。

- (1) 「指定場所における一時停止」の場所には、道路標識（330）及び道路標示（203、幅0.45メートルのもの。以下「停止線」という。）を設けるものとする。
- (2) 「交差点の通行」には、生け垣、塀等を設置した見とおしのきかない交差点の通行を含めるものとする。
- (3) 「右折・左折」のうちそれぞれ2回以上（新試験方法におけるMT自動車を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目については、それぞれ1回以上）は、進路変更を明確に行うことができる区間におけるものとする。ただし、大特車（カタピラを有するものに限る。）にあってはこの限りではない。

なお、環状交差点における右左折は「右折・左折」に算入しないこととする。

- (4) 信号機の表示は、原則として青、黄、赤の切り替えとし、信号機のある交差点には横断歩道及び停止線を設けるものとする。
- (5) 横断歩道には、道路標識（407-A・B）及び道路標示（201）を設けるものとする。
- (6) 踏切には、踏切敷を表示する白線（幅0.45メートルのもの。）又は踏切の手前の側端から0.5メートル手前の地点に停止線を設けるものとする。
- (7) 交差点及び狭路コース（曲線コース、屈折コース、方向変換コース、縦列駐車コース及び鋭角コースをいう。以下同じ。）の入口には、走行順路を教示するための番号表示板等を設けるものとする。
- (8) 曲線コース、屈折コース、方向変換コース及び鋭角コースは規則別表第3によるものとする。ただし、旧中型バス（別添4の1の表の中型第二種免許及び中型仮免許の項における旧中型バスをいう。以下同じ。）を試験用自動車として使用する場合の曲線コース、方向変換コース及び鋭角コースは、令和6年改正規則附則第3条第13項に規定する従前の例によるもの（以下「旧中型二種コース」という。）とする。

また、それぞれのコースにおける出入口部のすみ切り半径は、大型免許用コース（以下「大型コース」という。）、大型第二種免許用コース（以下「大型二種コース」という。）、中型免許用コース（以下「中型コース」という。）及び中型第二種免許用コース（以下「中型二種コース」という。）については3メートル以上、準中型免許、普通免許及び普通第二種免許用コース（以下「準中型・普通コース」という。）については2メートル以上、大型二輪免許及び普通二輪免許用コース（以下「二輪コース」という。）については1メートル以上とする。

なお、これらのコースのすみ切り半径がこの基準に満たないものであるときは、右折により進入及び離脱させるものとする。ただし、コース左側端からおおむね1メートル離れた位置から容易に左折進入できる形態の場合は、この限りではない。

鋭角コースにおいてコース外側の曲角部をコース内側の切取線と平行に切り取ることができるが、この場合の長さは、大型二種コース及び中型第二種免許用コースについては2.5メートル以内、普通第二種免許用コースについては1.8メートル以内とする。

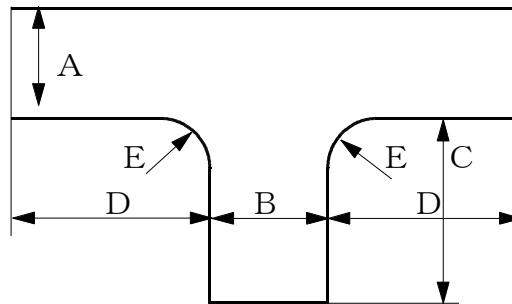
- (9) 「坂道コースの走行」には、上り坂における停止及び発進を含むものとする。
- (10) 牽引免許及び牽引第二種免許に係る「曲線コースの走行」は、中型コース又は大型二種コースで行うものとする。ただし、大型二種コースとする場合は、別添3の4

(2)アによるものとする。

(11) 大型特殊免許、大型特殊第二種免許及び大特車の農耕作業用自動車のみによって被牽引車を牽引して運転するための牽引免許に係る「方向変換」は、試験車の大きさに適した中型コース、中型二種コース又は準中型・普通コースで行うものとする。

なお、中型コース又は中型二種コースの代わりに大型二種コースとしても差し支えないが、いずれとするかは、免種ごとに都道府県内で統一すること。

(12) 自衛官が最大積載量6,000キログラム以上、長さ6.65メートル以上、幅が2.4メートル以上及び最遠軸距が4.4メートル以上の自衛隊用大型自動車によって最大積載量2,000キログラム以上の被牽引車を牽引して運転するための牽引免許に係る方向変換コース（以下「自衛隊牽引コース」という。）は、次のとおりとする。



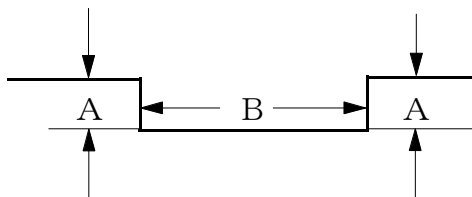
区分	幅		奥行	出入口部の長さ	すみ切り半径
記号	A(メートル)	B(メートル)	C(メートル)	D(メートル)	E(メートル)
寸法	8.0	7.0	13.0	※	1.5

※ 牽引車と被牽引車を連結した状態における長さ以上

(13) 前記(11)及び(12)以外の牽引免許及び牽引第二種免許に係る「方向変換」は、中型コース又は中型二種コースの出入口部の長さを試験で使用する牽引車と被牽引車を連結した状態における長さ以上として行うものとする。

なお、中型コース又は中型二種コースの代わりに大型二種コースとしても差し支えないが、いずれとするかは、免種ごとに都道府県内で統一すること。

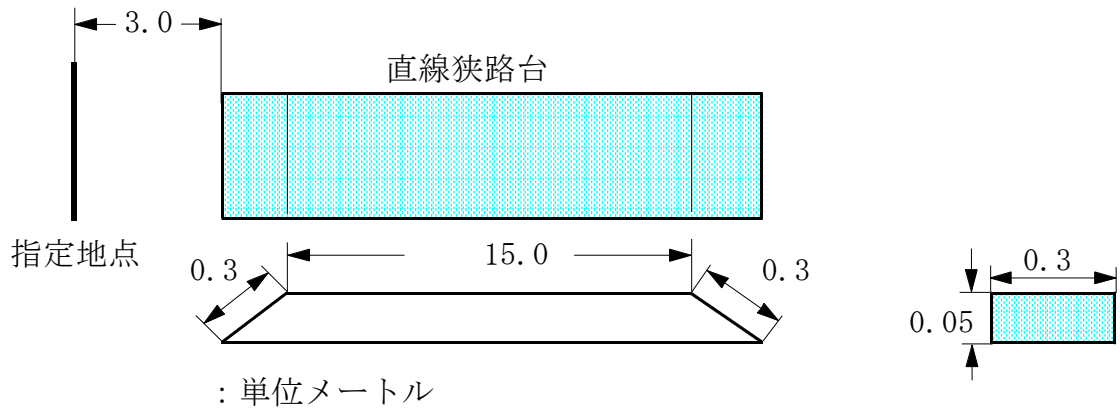
(14) 縦列駐車コースは、次のとおりとする。



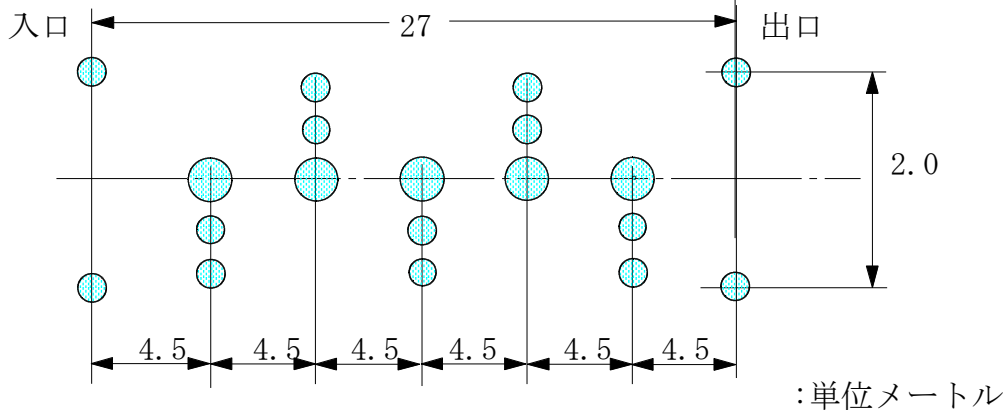
コースの種類	A(メートル)	B(メートル)
大型コース	3.0	16.5
大型二種コース	3.0	15.0
中型・中型二種コース	3.0	13.0
準中型・普通コース	2.2	7.5

注1 旧中型バスによる試験の場合は、中型・中型二種コースの基準とする。

(15) 直線狭路コース及び直線狭路台は、次のとおりとする。



(16) 連続進路転換コースは、次のとおりとする。



注1 障害物は、ロード・コン大（高さおおむね0.70メートルで底辺の一边がおおむね0.37メートルのものをいう。以下同じ。）又はロード・コン小（高さおおむね0.45メートルで底辺の一边がおおむね0.27メートルのものをいう。以下同じ。）とし、図のように中心線上にロード・コン大を5本、その他にロード・コン小を設置する。

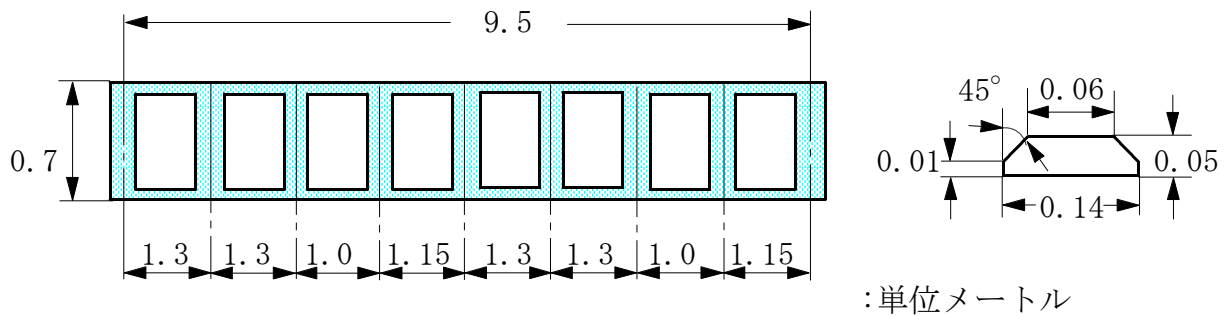
注2 進入方向は、左右いずれでもよいが、図示のとおり入口及び出口には中心線を挟み2メートルの間隔でロード・コン小を設置する。

注3 試験車にバンパー（セーフティ・パイプ）が装備されていない場合の障害物間の距離は、図の障害物の間隔から0.5メートル減じて4.0メートルとするが、入口から最初のロード・コン大まで及び最後のロード・コン大から出口までの距離を5.5メートルとし、全長は同じとする。

注4 中心線の設定位置は、縁石等からおおむね2.0メートル以上に設けること。

注5 舗装されているものとする。

(17) 波状路コースは、次のとおりとする。

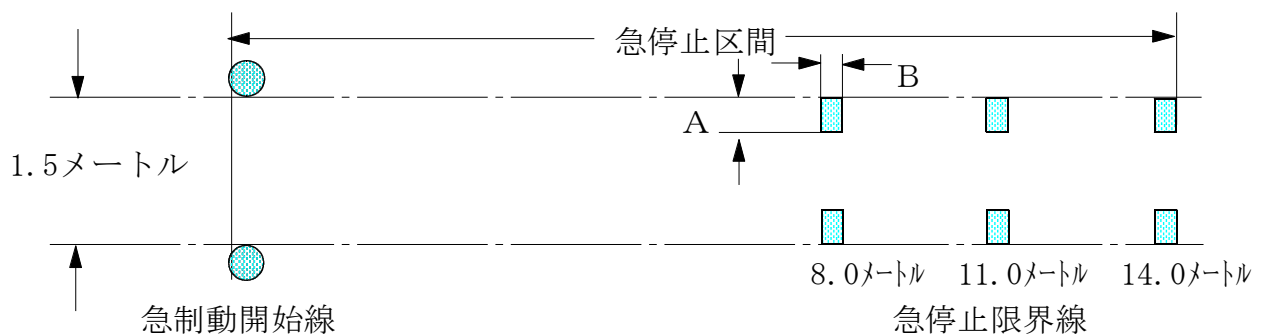


:単位メートル

注1 コースの側端は、白色の線又は金属製の枠により表示されているものであること。

注2 舗装されているものとする。

(18) 指定速度からの急停止は、次のとおりとする。



注1 急停止区間は、それぞれの指定速度について、路面の乾燥時又は湿潤時ごとに次の表のとおりとする。

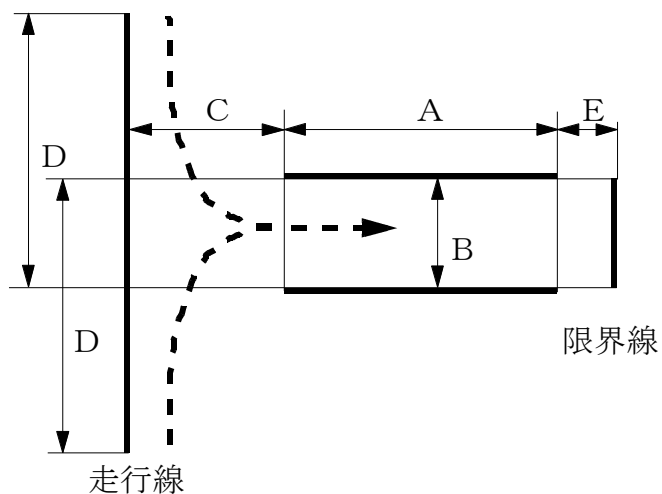
区 分	指定速度 (キロメートル毎時)	急停止区間(メートル)	
		乾燥時	湿潤時
大型二輪	40	11	14
普通二輪	40	11	14
小型二輪	30	8	11

注2 急制動開始線は、ロード・コン大とする。

注3 急停止限界線の表示は図示のとおりとし、その長さAは0.25メートル、幅Bは0.15メートルとする。

注4 舗装されているものとする。

(19) 隘路への進入コースは、次のとおりとする。



免許の種類	A (メートル)	B (メートル)	C (メートル)	D (メートル)	E (メートル)
大型・大型二種	12	3	6	12以上	2
中型	8	2.7	6	8以上	1.5
中型二種	7	2.5	6	7以上	1.3

注1 路面にラインを引く。

注2 進入方向は、右折及び左折の二種類とする。

注3 右折及び左折を個別に設置しても差し支えないこととする。

注4 舗装されているものとする。

注5 旧中型バスによる試験の場合は中型免許の基準とする。

(20) 障害物設置場所の通過は、次のとおりとする。

障害物設置場所の通過は、場内試験課題設定基準による免許の種類ごとに、別添3「立体障害物設置基準」に定める障害物の設置場所とする。



## 別添2 路上試験課題設定基準

1 路上試験の課題設定基準は、次のとおりとする。

課題		免許の種類				
		大型・中型	準中型	普通	大型第二種 中型第二種	普通第二種
信号通過又は一時停止		3回以上	3回以上	1回以上	3回以上	3回以上
右折・左折		それぞれ 3回以上	それぞれ 3回以上	それぞれ 2回以上	それぞれ 3回以上	それぞれ 3回以上
横断歩道の通過		4回以上	4回以上	2回以上	6回以上	6回以上
路端への停車及び発進			1回	1回	3回	4回
転回						1回
走行距離（メートル）		5,000以上	5,000以上	4,500以上	6,000以上	6,000以上
場内 コース	鋭角コースの走行				1回	1回
	方向変換又は縦列駐車	1回	1回	1回	1回	1回
	障害物設置場所の通過	1回	1回	1回	1回	1回

※ 中型免許、準中型免許、普通免許、中型第二種免許及び普通第二種免許については、新試験方法におけるAT自動車を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目並びに旧試験方法によるものを示す。

2 試験コースの設定は、次のとおりとする。

- (1) 普通第二種免許に係る「信号通過又は一時停止」は、信号機の信号によらない一時停止を2回以上含めるものとする。
- (2) 「右折・左折」の回数は、進路変更を明確に行うことができる道路におけるものとする。

なお、環状交差点における右左折は「右折・左折」の回数に含めないこととする。

- (3) 「横断歩道の通過」の回数には、信号機が設置された横断歩道であっても、当該横断歩道を通過する際に、信号機の表示する信号により、試験車両の進行及び歩行者の横断の両方が禁止されていない状態であれば含めることができるものとする。
- (4) 路端への停車及び発進

ア 準中型免許及び普通免許については、停車禁止場所を含まない場所における直前合図による停車（荷物の積卸し、休憩等のための停車を想定）を1回とする。

イ 大型第二種免許及び中型第二種免許については、指定場所における停車（路線バスの停留所への停車を想定）を3回とする。

ウ 普通第二種免許については、指定場所における停車（旅客の乗車を想定）を1回及び直前合図による停車（旅客からの停止要請を想定）を3回とするが、直前合図による停車のうちの1回は、停車禁止場所を含む場所を設定すること。また、これらの停車を行う順序については問わないこととする。

エ 指定場所の目標物は、目標物の中心線が容易に判断でき、路端に近接して設置さ

れていて視認性が良く、かつその高さは、大型第二種免許及び中型第二種免許については路線バス停留所表示板の支柱以上とし、普通第二種免許についてはガードレールの支柱程度以上とする。

なお、指定場所は、不測の状況が発生し停車できない場合に備えて、2次、3次の指定場所を設定しておくこと。また、同一道路で複数箇所設定する場合は、おおむね500メートル以上空けることとする。

(5) 普通第二種免許の転回は、歩車道の区別がある道路において行うこととし、おおむね100メートル以上200メートル以下の区間で設定することとする。

(6) コース環境

ア 大型免許及び中型免許は、40キロメートル毎時以上で3,000メートル以上走行可能な道路を含めることとし、そのうちに50キロメートル毎時以上で2,000メートル以上走行可能な道路を含めることとする。

イ 準中型免許は、40キロメートル毎時以上で3,000メートル以上走行可能な道路を含めることとする。

ウ 普通免許は、40キロメートル毎時以上の走行が可能である道路を含めることとする。

エ 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許は、40キロメートル毎時以上で3,000メートル以上走行可能な道路を含めることとし、そのうちに50キロメートル毎時以上で1,200メートル以上走行可能な道路を含めることとする。また、歩行者及び車両が共に通行しており、視界に歩行者や軽車両が途切れない環境で、人の日常生活に密着している住宅地域、商業地域等の生活ゾーン内の道路（以下「生活道路」という。）を600メートル以上1,200メートル以下含めることとする。

なお、生活道路については、歩行者や軽車両の往来がそれほど頻繁でなくても、駐車車両が多くあり、その間から歩行者が出てくる可能性があるような道路であってもよいものとし、大型第二種免許及び中型第二種免許の生活道路については、中央分離帯のない片側1車線で路線バスが運行している道路、若しくは片側2車線であっても駐車車両が多くあるような道路、又は中央分離帯があるが駐車車両が多くあるような道路であってもよいものとする。

(7) 場内コースにおける方向変換コース及び鋭角コースの進入方法は、それぞれ2種類以上とする。

別添3 立体障害物設置基準

場内コースに設置する障害物は、次のとおりとする。

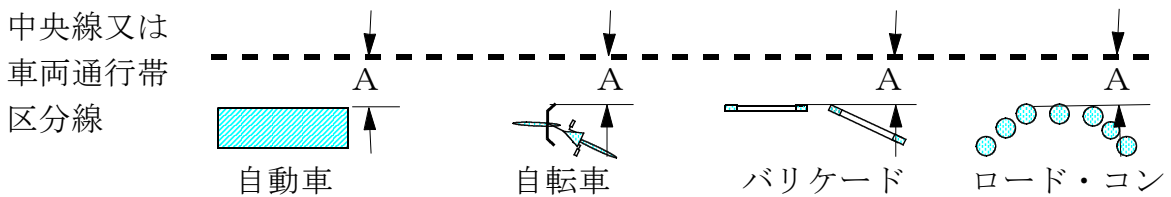
1 障害物の設置場所

幹線コース又は周回コース、屈折コース、方向変換コース、縦列駐車コース及び曲線コースの5コースとする。

2 障害物の設置例

(1) 幹線コース又は周回コース

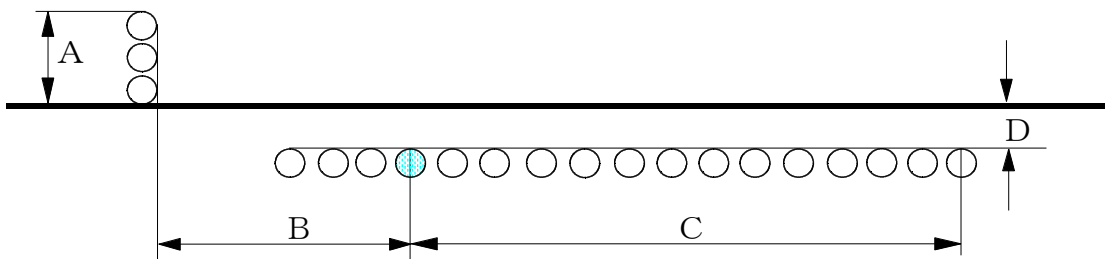
ア 駐車車両、道路工事、路上放置物その他道路上の障害物に模して設置する場合  
設置場所は、中央線又は車両通行帯区分線から左へおおむね1メートル以上2メートル以下の間隔を保つものとする。



A (メートル)	1.0以上2.0以下
----------	------------

イ 大型自動車及び中型自動車に係る路端における停車及び発進の課題のために設置する場合

前方障害物



※ ●印は停車位置目標のポール

免許の種類	A (メートル)	B (メートル)	C (メートル)	D (メートル)
大型	2.5	8.0	12.0以上	0.3
大型二種	2.5	5.0	10.0以上	0.3
中型・中型二種	2.5	4.0	8.0以上	0.3

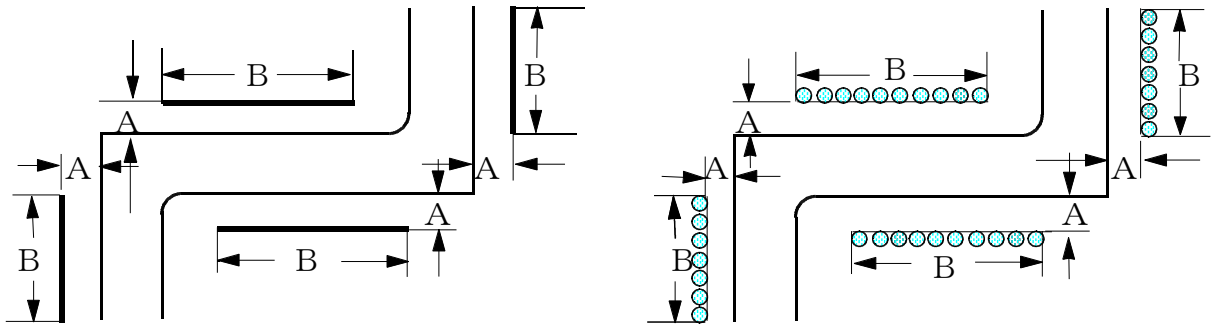
注1 障害物は高さ2メートル以上のポールとし、ポール間の距離は1メートル以下とする。また、停車位置目標のポールは、他のポールとは色を変更する等により容易に判別できるようにすること。

注2 前方障害物については、その下を普通自動車等が走行できるような吊り下げ式としてもよいこととする。

注3 原則として、前方障害物の手前に、BとCを足した距離の2倍以上（大型であれば40メートル以上）の距離が確保できる場所に設置すること。

(2) 屈折コース

ア 大型コース、大型二種コース、中型コース、中型二種コース及び準中型・普通コース



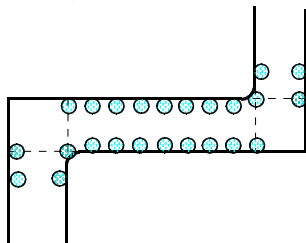
コースの種類	A (メートル)	B (メートル)
大型コース	1.50	5.0以上
大型二種コース	1.80	5.0以上
中型コース	0.75	5.0以上
中型二種コース	0.00	5.0以上
準中型・普通コース	0.25	4.0以上

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

注3 旧中型バスによる試験の場合は、中型コースの基準とする。

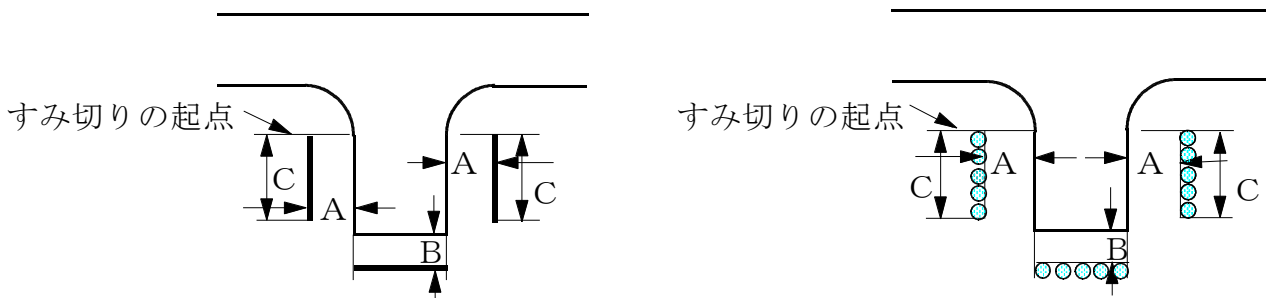
イ 二輪コース



注 障害物は、図示のとおりロード・コン小をコース内側に接して設置すること。

また、その間隔は、おおむね1メートルとする。

(3) 方向変換コース



コースの種類	A (メートル)	B (メートル)	C (メートル)
大型コース・大型二種コース ・中型コース・中型二種コース	0.5	1.0	5.0
準中型・普通コース	0.25	0.5~0.8	3.0
自衛隊牽引コース	0.5	1.0	10.0

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

注3 旧中型バスによる試験の場合は、中型コース・中型二種コースの基準とする。

(4) 縦列駐車コース



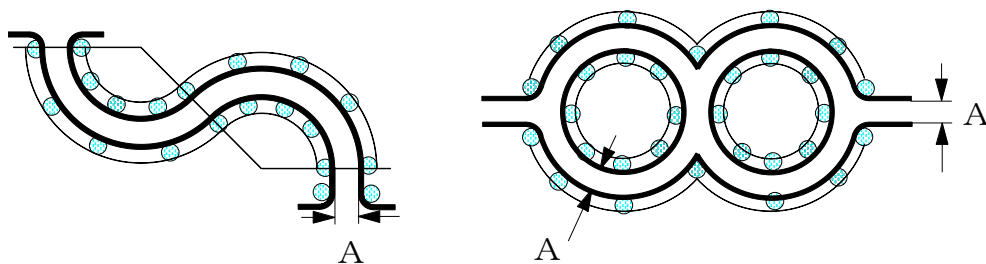
コースの種類	A (メートル)	B (メートル)	C (メートル)
大型コース	3.0	16.5	おおむね3.0
大型二種コース	3.0	15.0	おおむね3.0
中型・中型二種コース	3.0	13.0	おおむね3.0
準中型・普通コース	2.2	7.5	おおむね2.0

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

注3 旧中型バスによる試験の場合は、中型コース・中型二種コースの基準とする。

(5) 二輪曲線コース



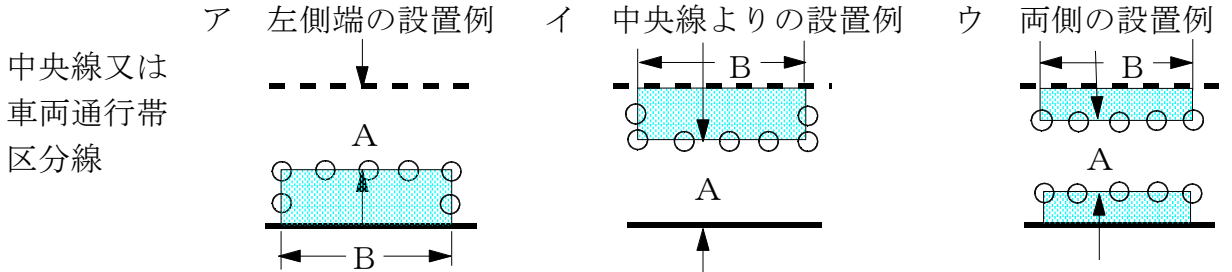
A (メートル)	2.0
----------	-----

注 障害物は、ロード・コン大をコース側端の外側に沿って設置すること。

### 3 障害物設置場所等の例外

前記1及び2により障害物を設置できない場合は、次によるものとする。

- (1) 幹線コース又は周回コースの駐車車両、道路工事、路上放置物その他道路上の障害物に模して設置する場合



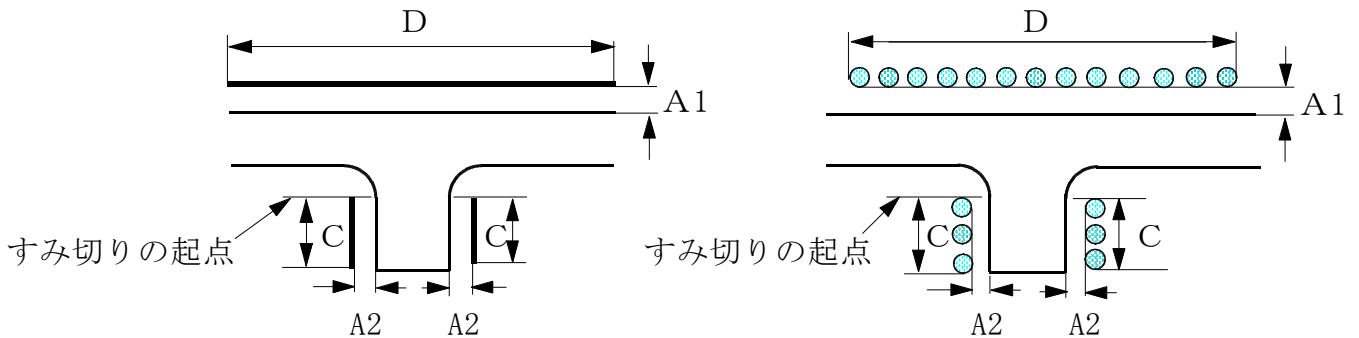
免許の種類	A (メートル)	B (メートル)
大型・中型・大型特殊・牽引・大型第二種・中型第二種・大型特殊第二種・牽引第二種	3.0	おおむね 3.0~5.0
準中型・普通・普通第二種	2.3	同上

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

- (2) 方向変換コース

後方に障害物を設置できない場合は、次のとおりとする。



コースの種類	A 1 (メートル)	A 2 (メートル)	C (メートル)	D (メートル)
大型コース	1.5	0.5	5.0	18.0以上
大型二種コース	1.8	0.5	5.0	18.0以上
中型コース	0.5	0.5	5.0	18.0以上
中型二種コース	0.5	0.5	5.0	18.0以上
準中型・普通コース	0.25	0.25	3.0	12.0以上

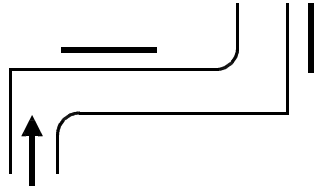
注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

注3 旧中型バスによる試験の場合は、中型コースの基準とする。

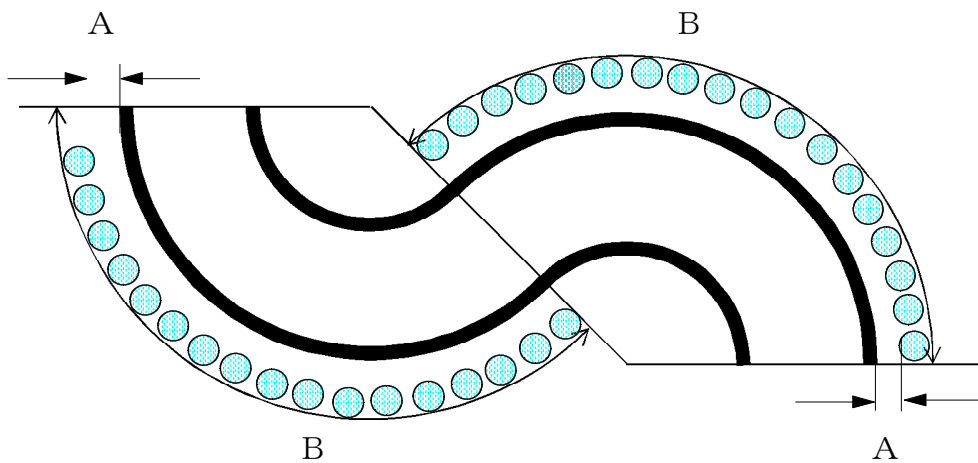
(3) 屈折コース

ア 一方通行の場合は、二輪コースを除き、次の2カ所でよいものとする。



注 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

イ コースの形態により屈折コースに障害物を設置できない場合は、曲線コースを使用し、次により設置するものとする（中型バス（別添4の1の表の中型二種免許及び中型仮免許の項におけるAT車をいう。以下同じ。）による試験の場合を除く。）。



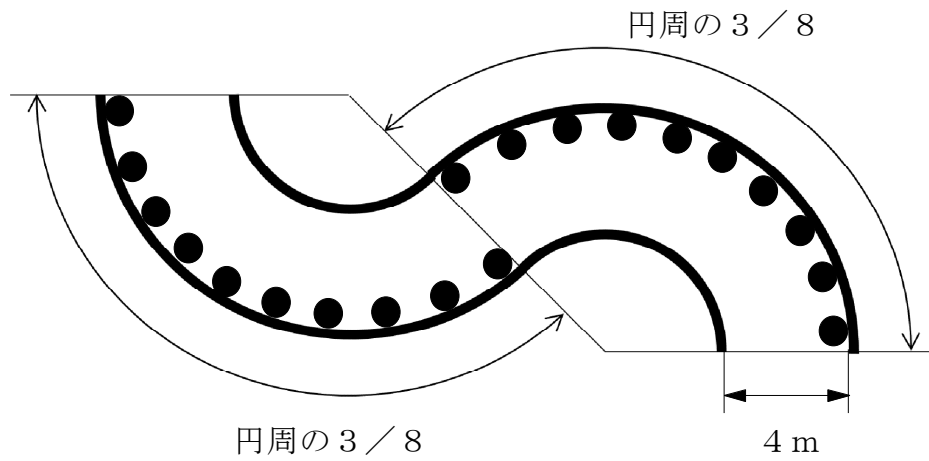
コースの種類	A (メートル)	B
大型コース・ 大型二種コース	1.0	円周の 3 / 8
中型コース	0.4	円周の 3 / 8
準中型・普通コース	0.0	円周の 3 / 8

注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

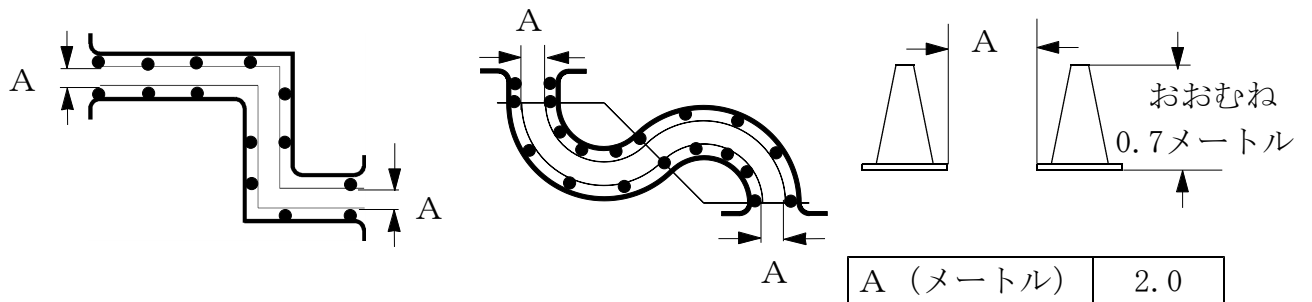
注3 旧中型バスによる試験の場合は、中型コースの基準とする。

ウ 中型バスによる試験の場合であって、屈折コースに障害物を設置できないとき又は屈折コースにおける障害物が中型二種コースの基準となっていないときは、中型免許用の曲線コースを使用し、次により設置するものとする。



注 図の黒点の位置に（縁石に沿って）ロード・コン大を設置すること。

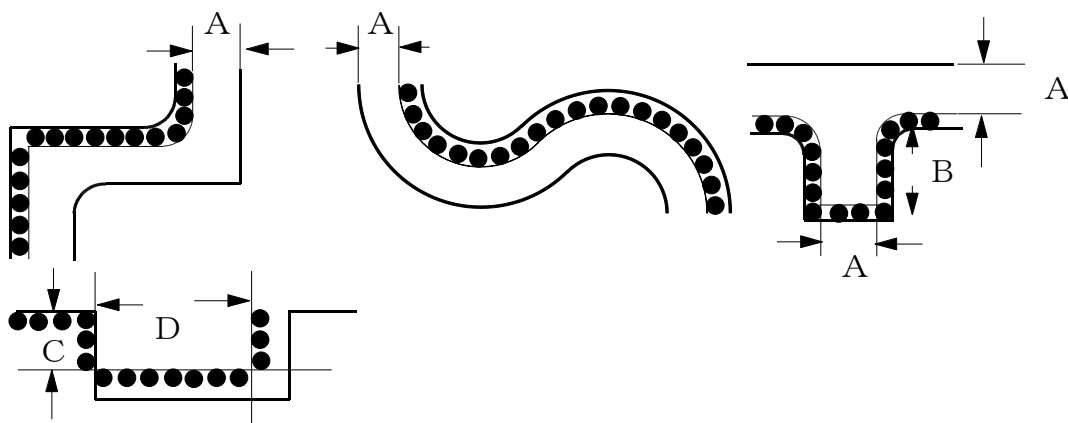
(4) 準中型・普通コースを用いて二輪車に係る試験を行う場合



注1 縁石代用の障害物は、図の黒点の位置にロード・コン大を設置すること。

注2 屈折コースには、更にロード・コン小を設置すること。その設置方法は、「2 障害物の設置例（2）屈折コース イ 二輪コース」のとおりとする。

(5) 準中型・普通コースを用いて総排気量0.66リットル以下の普通自動車に係る試験を行う場合

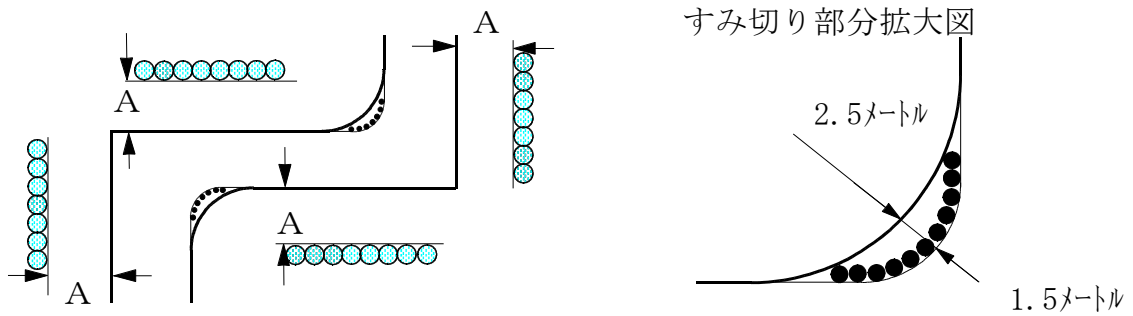


注1 障害物をポールとした場合のポール間の距離は0.3メートル以下とする。

注2 障害物の高さは、運転者が視認できる高さとする。

4 大型二種コースを用いて中型自動車に係る試験を行う場合

(1) 屈折コース

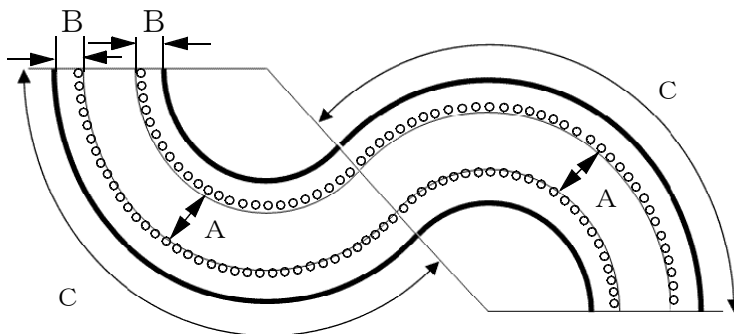


注1 縁石の代用として、すみ切り部分の黒点に小パイロン(高さおおむね0.07メートルの円柱状のものをいう。以下同じ。)を設置する等により、半径を1.5メートルとすること。

注2 移動式障害物等により、Aの距離を中型貨物(別添4の1の表の中型免許及び中型仮免許の項におけるAT車の大きさの自動車をいう。以下同じ。)及び旧中型バスの場合0.75メートルとし、中型バスの場合0メートルとすること。

(2) 曲線コース

ア 規則別表第3の1の表の備考の適用を受けない場合(中型免許・中型二種免許用屈折コースを設ける場合(上記(1)の場合を含む。))

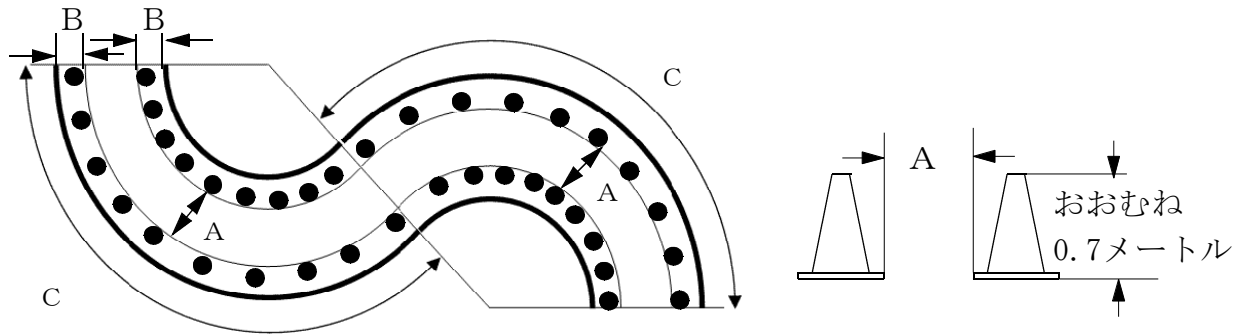


自動車の種類	A (メートル)	B (メートル)	C
中型貨物・旧中型バス	4.0	0.5	円周の3/8
中型バス	3.5	0.75	円周の3/8

注 コース側端から内側のBの距離のところ、縁石の代用としてラインを引いた上で道路鋸を設置する等すること。

イ 規則別表第3の1の表の備考の適用を受ける場合（中型免許・中型二種免許用屈折コースを設けない場合）

(ア) 中型貨物の場合

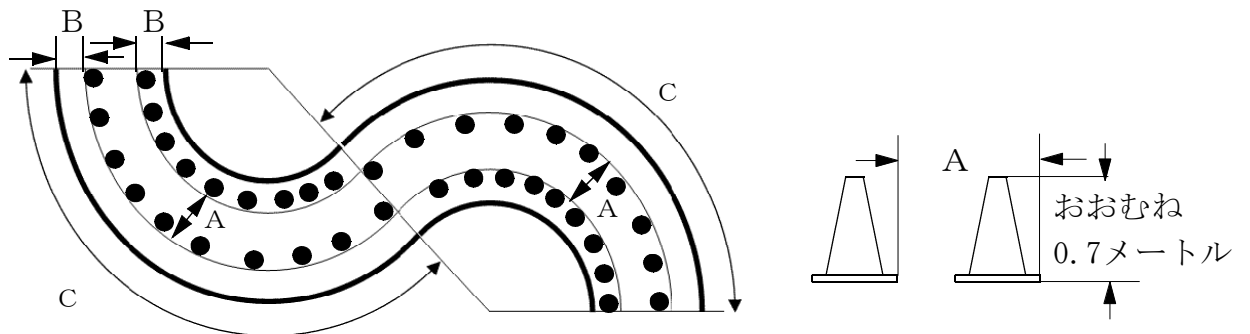


A (メートル)	B (メートル)	C
4.0	0.5	円周の3/8

注1 コース側端から内側のBの距離のところにラインを引く等すること。

注2 図の黒点の位置にロード・コン大を設置すること。

(イ) 中型バスの場合

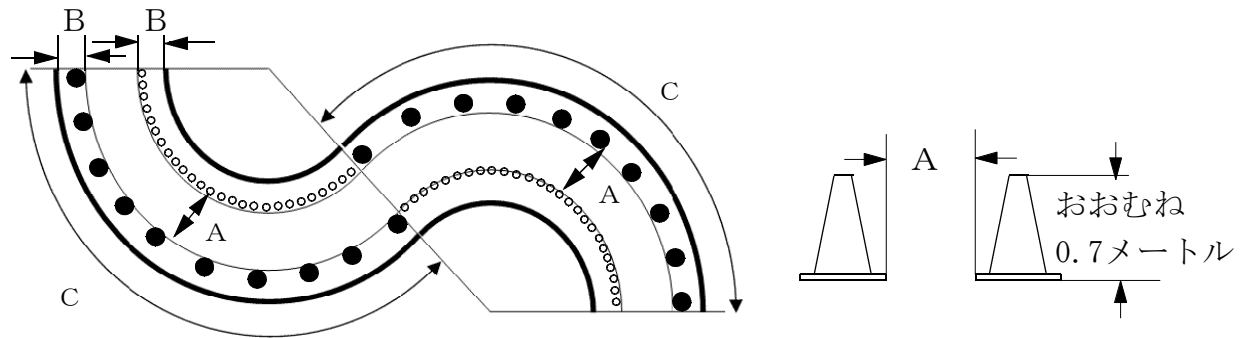


A (メートル)	B (メートル)	C
4.0	0.5	円周の3/8

注1 コース側端から内側のBの距離のところにラインを引く等すること。

注2 図の黒点の位置にロード・コン大を設置すること。

(ウ) 旧中型バスの場合



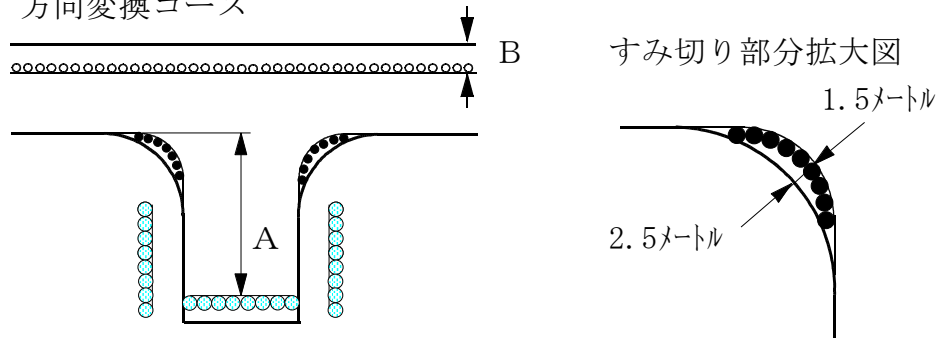
A (メートル)	B (メートル)	C
4.0	0.5	円周の3/8

注1 コース側端から内側のBの距離のところにラインを引く等すること。

注2 内側のラインには縁石の代用として道路鋸を設置する等すること。

注3 図の黒点の位置にロード・コン大を設置すること。

(3) 方向変換コース

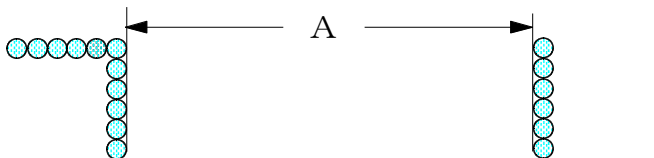


注1 縁石の代用として、すみ切り部分の黒点に小パイロンを設置する等により、半径を1.5メートルとすること。

注2 原則として後方に移動式障害物等を設置し、Aの距離を9メートルとすること。

注3 中型バスの場合は、コース縁石からBの距離 (0.5メートル) のところに、縁石の代用としてラインを引いた上で道路鋸を設置する等すること。

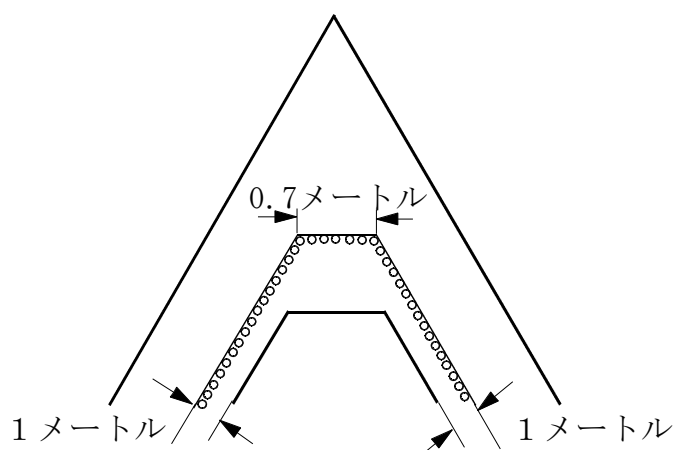
(4) 縦列駐車コース



注 移動式障害物等により、Aの距離を13メートルとすること。

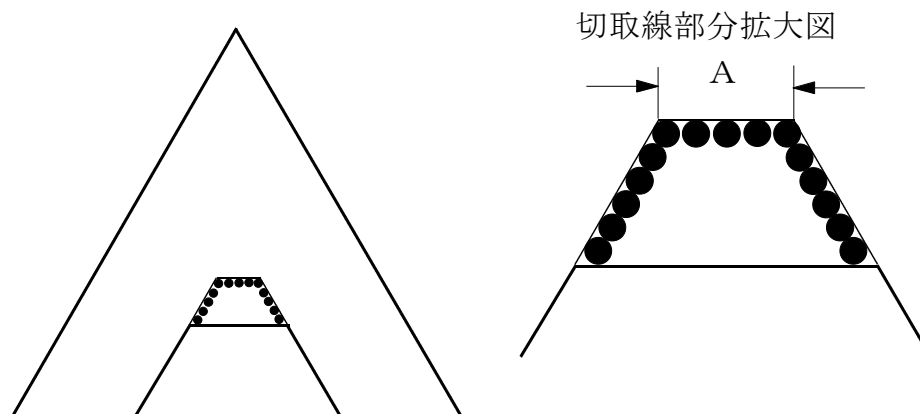
(5) 鋭角コース

(ア) 中型バスの場合



注 コース内側の縁石から1メートルのところにラインを引く等し、当該ラインの曲角部を直線に切ったときに生じる切取線の長さが0.7メートルとなるところにもラインを引くこと。ラインには、縁石の代用として道路鋸等を設置する等すること。

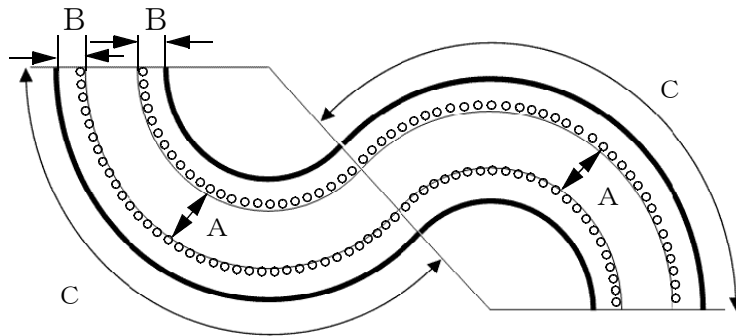
(イ) 旧中型バスの場合



注 縁石の代用として、図の黒点に小パイロンを設置する等により、切取線の長さAを0.5メートルとすること。

5 中型コースを用いて中型バスに係る試験を行う場合

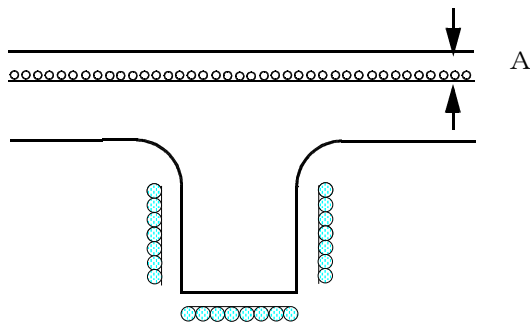
(1) 曲線コース



A (メートル)	B (メートル)	C
3.5	0.25	円周の 3/8

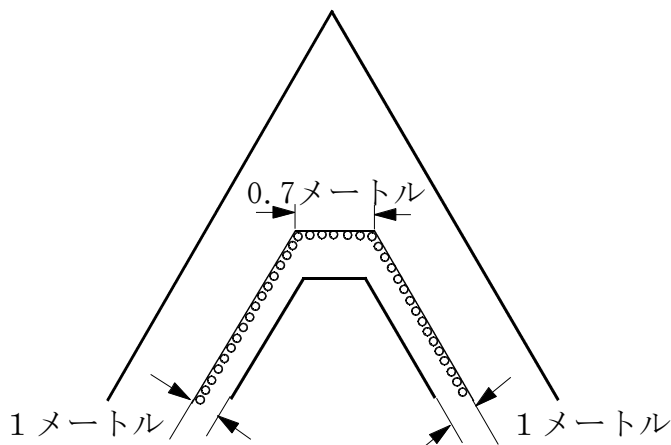
注 コース側端から内側のBの距離のところに、縁石の代用としてラインを引いた上で道路鋸を設置する等すること。

(2) 方向変換コース



注 コース縁石からAの距離 (0.5メートル) のところに、縁石の代用としてラインを引いた上で道路鋸を設置する等すること。

(3) 鋭角コース (旧中型二種コースを使用する場合)



注 コース内側の縁石から1メートルのところにラインを引く等し、当該ラインの曲角部を直線に切ったときに生じる切取線の長さが0.7メートルとなるところにもラインを引くこと。ラインには、縁石の代用として道路鋳等を設置する等すること。

別添 4 試験用自動車基準

1 技能試験、技能検査及び技能再試験において使用する自動車は、免許の種類ごとに次のとおりとする。

免許の種類	試験方法	試験用自動車	
		A T 自動車	M T 自動車
大型免許及び大型仮免許			大型自動車
中型免許及び中型仮免許	旧試験方法		中型自動車
	新試験方法	中型自動車	普通自動車又は 中型自動車
	A T 免許 新試験方法	中型自動車	
準中型免許及び準中型仮免許	旧試験方法		準中型自動車
	新試験方法	準中型自動車	普通自動車又は 準中型自動車
	A T 免許 新試験方法	準中型自動車	
普通免許、普通第二種免許及び 普通仮免許	旧試験方法		普通自動車
	新試験方法	普通自動車	普通自動車
	A T 免許 新試験方法	普通自動車	
大型特殊免許及び大型特殊第二種免許		大型特殊自動車	
大型二輪免許			大型自動二輪車
	A T 免許	大型自動二輪車	
普通二輪免許			普通自動二輪車
	A T 免許	普通自動二輪車	
	小型限定		小型自動二輪車
	A T 免許	小型自動二輪車	
牽引免許及び牽引第二種免許		牽引自動車	
大型第二種免許及び大型仮免許 (バス型)			バス型の大型自動車
中型第二種免許及び中型仮免許 (バス型)	旧試験方法		旧中型バス
	新試験方法	バス型の中型自動車	普通自動車又は 旧中型バス
	A T 免許 新試験方法	バス型の中型自動車	

M T 自動車の普通自動車を運転することができる免許を有している者に対する新試験方法による中型免許、準中型免許、中型仮免許及び準中型仮免許（それぞれの A T 免許を除く。）に係る技能試験及び技能検査並びに M T 自動車の普通旅客自動車を運転することができる免許を有している者に対する新試験方法による中型二種免許（A T 免許を除く。）に係る技能試験については、M T 自動車を使用する試験等を行うことを要しない。

2 試験用自動車の基準は、次のとおりとする。

(1) 標準試験車

自動車の種類	車体の大きさ等	車体の大きさ等			装置
		長さ (メートル)	幅 (メートル)	軸距 (メートル)	
大型自動車	最大積載量10,000キログラム以上の大型自動車	11.00以上 12.00以下	2.40以上 2.50以下	6.90以上 7.20以下	補助ブレーキを有するもので、3軸以上有するもの
中型自動車	最大積載量5,000キログラム以上6,500キログラム未満の中型自動車	7.00以上 8.00以下	2.25以上 2.50以下	4.10以上 4.40以下	補助ブレーキを有するものであること
準中型自動車	最大積載量2,000キログラム以上4,500キログラム未満の準中型自動車で、前輪軸距が1.30メートル以上のもの	4.40以上 4.90以下	1.69以上 1.80以下	2.50以上 2.80以下	
普通自動車	乗車定員5人以上の普通乗用車で、軸距が1.30メートル以上のもの	4.40以上 4.90以下	1.69以上 1.80以下	2.50以上 2.80以下	
大型特殊自動車	車両総重量5,000キログラム以上の車輪を有する大型特殊自動車で20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの（カタピラを有する大型特殊自動車のみを運転しようとする者については、車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車）				
大型自動二輪車	総排気量0.700リットル以上（当分の間、AT自動車の大型自動二輪車にあつては、総排気量0.600リットル以上）1.300リットル以下で、かつ、車両重量200キログラム以上の大型二輪車				
普通自動二輪車	総排気量0.300リットル以上、車両重量140キログラム以上の普通二輪車（小型自動二輪車にあつては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下のもの）				
牽引自動車	牽引されるための構造及び装置を有する車両（以下「被牽引車」という。）を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、専ら牽引のために使用される中型自動車で被牽引車（最大積載量5,000キログラム以上のものに限る。）を牽引しているもの				牽引車は四輪車の中型自動車（車両総重量1,000キログラム未満、第5輪荷重6,500キログラム未満、乗

					車定員29人以下)に限る
バス型の大型自動車	乗車定員30人以上のバス型の大型自動車	10.00以上 11.00以下	2.40以上 2.50以下	5.15以上 5.35以下	補助ブレーキを有するものであること
バス型の中型自動車	乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車	6.50以上 7.00以下	2.00以上 2.25以下	3.80以上 4.00以下	
	令和6年改正規則附則第3条第6項に規定する乗車定員11人以上29人以下のMT自動車のバス型中型自動車(旧中型バス)	8.20以上 9.30以下	2.25以上 2.50以下	4.20以上 4.40以下	

※ 都道府県警察が提供した自動車を使用することが困難な場合に限り、都道府県警察が指定した自動車を使用するものとする。

(2) 特例試験車

特別の必要がある場合	免許の種類	試験車	免許の限定
自衛官が自衛隊用自動車を運転するため免許の申請があった場合	大型免許及び大型仮免許	最大積載量6,000キログラム以上の大型自動車で長さ6.65メートル以上、幅が2.4メートル以上及び最遠軸距が4.4メートル以上の自衛隊用大型自動車 (注) コースについては中型コース基準によるものとする。また、立体障害物設置基準に定める屈折コースにおける立体障害物の設置位置は、コース側端から0.90メートルとすることができる。	大型自動車は自衛隊用自動車に限るものとする
	普通免許及び普通仮免許	最大積載量3/4トン以上の四輪の自動車	限定なし
	牽引免許	1 被牽引車で最大積載量2,000キログラム以上のものを牽引するための構造及び装置を有する四輪の大型自動車、中型自動車又は普通自動車(専ら牽引のために使用されるものを除く。)で牽引しているもの 2 最大積載量2,000キログラム以上の被牽引車を車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車(牽引するための構造及び装置を有するものに限る。)で牽引しているもの	1 限定なし 2 カタピラを有する大型特殊自動車による牽引に限るものとする
大型特殊自動車のうち農耕作業用自動車のみを運転するため大型特殊免許の申請があった場合	大型特殊免許	車両総重量1,300キログラム以上の車輪を有する農耕作業用自動車で20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの	大型特殊自動車は農耕作業用自動車に限るものとする

<p>大型特殊免許を有する者が農耕作業用自動車のみによって被牽引車を牽引して運転するため牽引免許の申請があった場合</p>	<p>牽引免許</p>	<p>最大積載量2,000キログラム以上の被牽引車を車両総重量1,500キログラム以上の車輪を有する農耕作業用自動車（被牽引車を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のものに限る。）が牽引しているもの</p>	<p>農耕作業用自動車による牽引に限るものとする</p>
<p>普通自動車を運転できる免許を有する者がセミトレーラ以外の被牽引車で車両総重量2,000キログラム未満のもののみを牽引するため牽引免許の申請があった場合</p>	<p>牽引免許及び牽引第二種免許</p>	<p>キャンピングトレーラその他の車両総重量2,000キログラム未満の被牽引車で、セミトレーラに該当しないもの</p>	<p>セミトレーラ以外の車両総重量2,000キログラム未満のものに限るものとする</p>
<p>規則第24条第11項ただし書（特別の必要がある場合を除く。）に該当する者から免許の申請があった場合</p>	<p>各種免許</p>	<p>「身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準について（通達）」（令和5年3月30日付警察庁丙運発第7号）の別表2に掲げる自動車と同一規格のもので補助ブレーキを有するもの</p>	<p>同通達の定めるところにより運転することができる自動車に限るものとする</p>

別添5 技能審査課題設定基準

1 規則第18条の5に係る技能審査課題設定基準は、次の表のとおりとする。

(1) 技能審査課題設定基準

免許の種類	免許の条件等	審査用自動車	課題	走行距離(メートル)	合格基準
大型免許	「大型車はマイクロバスに限る」 「大型車は自衛隊用自動車に限る」	標準試験車の大型自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コースの走行、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入並びに障害物設置場所の通過	おおむね1,200	70点以上
中型免許	「中型車、準中型車と普通車はAT車に限る」	MT自動車 で標準試験車(以下「MT標準試験車」という。)の普通自動車又は中型自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね1,200	70点以上
	「中型車は中型車(8t)に限る」※	標準試験車の中型自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コースの走行、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入並びに障害物設置場所の通過	おおむね1,200	70点以上
準中型免許	「準中型車と普通車はAT車に限る」	MT標準試験車の普通自動車又は準中型自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね1,200	70点以上
	「準中型で運転できる準中型車は準中型車(5t)に限る」※	車両総重量5,000キログラム以上の標準試験車の準中型自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コースの走行、方向変換並びに障害物設置	おおむね1,200	70点以上

			場所の通過		
	「準中型車（5t）及び普通車は自三車、軽車（360）に限る」	車両総重量5,000キログラム以上の標準試験車の準中型自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コースの走行並びに障害物設置場所の通過	おおむね1,200	70点以上
普通免許	「普通車はAT車に限る」	MT標準試験車の普通自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね1,200	70点以上
	「普通車は軽車（360）に限る」	標準試験車の普通自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コースの走行並びに障害物設置場所の通過	おおむね1,200	70点以上 別添6 2 自動三輪車又は軽自動車に限定されている者に対する技能審査採点基準
	「普通車は軽車（550）に限る」 「普通車は軽車（660）に限る」	標準試験車の普通自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コースの走行並びに障害物設置場所の通過	おおむね1,200	70点以上
	「普通車は○○t以下に限る」 「普通車は長さ○m幅○m以下の車両に限る」	標準試験車の普通自動車又は限定された普通自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース及び屈折コースの走行並びに障害物設置場所の通過	おおむね1,200	70点以上
	「普通車はミニカーに限る」	標準試験車の普通自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね2,000	70点以上
	「普通車はサポ	サポート	幹線コース及び周回	おおむね	70点以

	「オートカーに限る」	カーに該当しない普通自動車	コースの走行、交差点の通行並びに横断歩道及び障害物設置場所の通過	1,200	上
大型特殊免許	「大特車はカタピラ車に限る」 「大特車は農耕車に限る」	標準試験車又は特例試験車の大型特殊自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	70点以上
大型二輪免許	「二輪車はAT車に限る」 「二輪車は特定二輪のAT車に限る」 「大型二輪は電動大型二輪車に限る」	MT標準試験車の大型自動二輪車	技能試験に準じる。	おおむね 1,500	70点以上
普通二輪免許	「普通二輪はAT車に限る」 「普通二輪は小型二輪に限る」 「普通二輪は特定二輪のAT車に限る」 「普通二輪は小型二輪のAT車に限る」	MT標準試験車の普通自動二輪車	技能試験に準じる。	おおむね 1,200	70点以上
牽引免許	「けん引はカタピラ車に限る」 「けん引は農耕車に限る」 「セミトレーラ以外の総重量2t未満の被けん引車に限る」	標準試験車又は特例試験車の牽引自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コースの走行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	70点以上
大型第二種免許	「大型車はマイクロバスに限る」	標準試験車のバス型大型自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの走行、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	80点以上
中型第二種免許	「中型車、準中型車と普通車はA	MT標準試験車の普	幹線コース及び周回コースの走行、交差点	おおむね 1,200	80点以上

	T車に限る」 「中型車、準中型車と普通車の旅客車はAT車に限る」	通自動車又は旧中型バス	の通行、横断歩道及び踏切の通過、曲線コース、屈折コース、坂道コース及び鋭角コースの走行、方向変換並びに障害物設置場所の通過		
	「中型車は中型車（8t）に限る」※ 「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5t）に限る」※	標準試験車のバス型中型自動車又は旧中型バス	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの走行、方向変換、路端における停車及び発進、隘路への進入並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	80点以上
	「準中型車（5t）、普通車及び旅客車は自三車、軽車(360)に限る」 「準中型車（5t）及び普通車の旅客車は自三車に限る」	標準試験車のバス型中型自動車又は旧中型バス	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの走行並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	80点以上
普通第二種免許	「普通車はAT車に限る」 「普通車の旅客車はAT車に限る」	MT標準試験車の普通自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、曲線コース、屈折コース、坂道コース及び鋭角コースの走行、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	80点以上
大型特殊第二種免許	「大特車はカタピラ車に限る」	標準試験車の大型特殊自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	80点以上
牽引第二種免許	「けん引はカタピラ車に限る」 「セミトレーラ以外の総重量2t未満の被けん引車に限る」	標準試験車の牽引自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、曲線コースの走行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	80点以上

大型仮免許	「大型車はマイクロバスに限る」 「大型車は自衛隊用自動車に限る」	標準試験車の大型自動車	技能試験に準じる。	おおむね 1,200	60点以上
中型仮免許	「中型車、準中型車と普通車はAT車に限る」	MT標準試験車の普通自動車又は中型自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	60点以上
	「中型車は中型車（8t）に限る」 ※	標準試験車の中型自動車又は旧中型バス	技能試験に準じる。	おおむね 1,200	60点以上
準中型仮免許	「準中型車と普通車はAT車に限る」	MT標準試験車の普通自動車又は準中型自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	60点以上
	「準中型車は準中型車（5t）に限る」 ※	車両総重量5,000キログラム以上の標準試験車の準中型自動車	技能試験に準じる。	おおむね 2,000	70点以上
普通仮免許	「普通車はAT車に限る」	MT標準試験車の普通自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行並びに障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	60点以上
	「普通車はサポートカーに限る」	サポートカーに該当しない普通自動車	幹線コース及び周回コースの走行、交差点の通行並びに横断歩道及び障害物設置場所の通過	おおむね 1,200	70点以上

※ この条件のほかに運転することができる自動車がある旨の条件（以下「AT条件」という。）が付されている場合において、当分の間、審査用車両にそれぞれの免許に係るAT自動車の標準試験車と同じ車体の大きさ等のMT自動車を使用した上で課題に坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）を加えて実施し、その上で合格基準に達する成績を得た場合は、AT条件も併せて解除することとする。

(2) A T条件が付された免許に係る技能審査課題設定基準の細目

免許の種類		中型 準中型・普通	中型第二種 普通第二種	中型仮 準中型仮・普通仮
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下
	周回カーブ	2回以上	2回以上	2回以上
	指定場所における一時停止	1回以上	1回以上	1回以上
交差点の通行	右折・左折	それぞれ 1回以上	それぞれ 1回以上	それぞれ 1回以上
	信号通過	1回以上	1回以上	1回以上
横断歩道の通過		1回以上	1回以上	1回以上
踏切の通過		1回以上	1回以上	1回以上
曲線コースの走行		1回	1回	1回
屈折コースの走行		1回	1回	1回
鋭角コースの走行		—	1回	—
坂道コースの走行 (坂道における一時停止及び発進を含む。)		1回以上 2回以下	1回以上 2回以下	1回以上 2回以下
方向変換		1回	1回	—
障害物設置場所の通過		1回以上	1回以上	1回以上
総走行距離 (メートル)		おおむね1,200	おおむね1,200	おおむね1,200

2 法第91条の2第3項に係る技能審査課題設定基準は、次のとおりとする。

(1) 対象となる免許の条件及び免許

「普通車はサポートカーに限る」の条件が付された普通免許

(2) 審査用自動車

サポートカーに該当しない普通自動車（MT自動車及びAT自動車、車体の大きさ等を問わない。）で、運転者席の横に乗車装置を有するものについては、補助ブレーキを有するもの。

なお、上記に適合したものであれば持込み車両を用いることができるものとし、当該車両の車体の大きさ等が標準試験車の基準を下回るものであっても、これに関する条件を付す必要はない。

(3) 技能審査課題

課 題		回 数
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回以上
	周回カーブ	2回以上
	指定場所における一時停止	1回以上
交差点の通行	右折・左折	それぞれ1回以上
	信号通過	1回以上
横断歩道の通過		1回以上
障害物設置場所の通過		1回以上

(4) 総走行距離

おおむね1,200メートル

(5) 合格基準

70点以上の成績とする。

別添6 採点基準

1 試験の採点基準

(1) 安全措置及び運転姿勢

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
安全措置不適	5 (10)	5 (10)	運転に必要な安全措置をしない場合 ( )は、法第71条の3第1項に違反した場合
運転姿勢不良 (四輪)	5	5	正しい姿勢で四輪車の運転をしない場合
運転姿勢不良 (二輪)	—	10	正しい姿勢で二輪車の運転をしない場合

(2) 発進

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
アクセルむら	⑤	⑤	アクセルとクラッチの調和が不円滑な場合
エンスト	⑩	⑤	操作不良等のためエンジンの作動が停止した場合
逆行小	10	10	進行しようとする方向に対して逆行した場合
逆行中	20	20	進行しようとする方向に対して著しく逆行した場合
逆行大	危	危	進行しようとする方向に対して逆行し危険な場合
発進手間どり	⑩	⑤	判断不良又は操作不良のため発進に手間どった場合
発進不能	危	危	発進に著しく手間どり他の交通に支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 速度維持

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
指定時間過不足	—	5	直線狭路台を決められた時間以上をかけて走行しない場合又は連続進路転換コースを決められた時間以下で走行しない場合
速度維持 (課題外速度)	⑩	⑩	加速緩慢などのため必要な速度を出せない場合
速度維持 (課題速度)	—	10	指示した速度を出さない場合
指定速度到達不能	—	危	指定速度からの急停止で、指示した速度に達しない場合

## (4) 合図及び安全確認

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
合図不履行等 (発進)	5	5	路端から発進する場合に進路を変えるための合図が不適切な場合
合図不履行等 (進路変更)	5	⑤	同一方向に進行しながら進路を変える場合に法第53条第1項又は第4項に違反した場合
合図不履行等 (右左折)	5	⑤	右折又は左折する場合に、法第53条第1項又は第4項に違反した場合
合図不履行等 (環状交差点)	5	—	環状交差点を出る場合に、法第53条第2項又は第4項に違反した場合
安全不確認	10	10	法第36条第4項前段、法第37条の2第3項前段、法第33条第1項(停止を除く。)若しくは法第71条第1項第4号の3に違反した場合又は安全確認が必要な場合に安全を確認しない場合

## (5) 制動

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
惰力走行	⑤	⑤	エンジブレーキを活用しないで惰力走行した場合
	5	5	坂道でエンジブレーキを活用しないで惰力走行した場合
制動操作不良	⑤	⑤	ブレーキの構えをしない場合、ブレーキを数回に分けて踏まない場合、一時停止中にブレーキをかけていない場合、路端への停車及び発進の課題による停車中にギアをニュートラル(AT車はPレンジ等の駐車時に入れるべきレンジ)とし、ハンドブレーキ及びブレーキペダル等によるブレーキを効かせていない場合、二輪車でブレーキペダル側の足をついて停止若しくは発進した場合又はブレーキ操作が円滑でない場合
制動操作不良 (クリーブ)	10	5	停止状態を保持すべき場合にクリーブ現象のため移動した場合
速度速過ぎ小	10	10	道路及び交通の状況に適した速度より速い速度の場合(徐行義務のあるときを除く。)
速度速過ぎ大	20	20	道路及び交通の状況に適した速度より著しく速過ぎる速度の場合(徐行義務のあるときを除く。)又はカーブ内でブレーキをかけた場合
急停止区間超過	—	危	指定速度からの急停止で、急停止区間内に停止できない場合
暴走	危	危	ブレーキ操作又はアクセル操作不良のため暴走した場合

## (6) 操向

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
切り返し	10	5	操作不良又は判断不良のため切り返しをした場合
急ハンドル	10	10	走行中に急激なハンドル操作をした場合
ふらつき小	10	10	ハンドル操作が不安定な場合又は二輪車のバランスを保てない場合
ふらつき大	危	20	走行中に大きくふらついた場合
転倒	—	危	二輪車で車体を倒した場合
通過不能	危	危	1 切り返しをしたため他の交通に支障を及ぼすおそれがある場合 2 直線狭路コース、連続進路転換コース、波状路コース及び狭路コースを通過できない場合

## (7) 車体感覚

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
停止位置不適	5	5	停止したが、停止線の直前で停止しない場合又は指示した場所に車体の指定個所を一致させて停止しない場合
巻き込み防止措置不適	10	5	四輪車が左折する場合又は環状交差点に入る場合に、巻き込みを防止する措置をしないとき
側方等間隔不保持	20	20	車体の周囲に安全な間隔を保たない場合
脱輪小	10	5	車輪を縁石などに接触させた場合又は車輪の一部をコース側端から逸脱させた場合
脱輪中	—	20	四輪車で車輪が縁石又はコース側端から逸脱し、直ちに停止した場合
脱輪大	危	危	車輪が縁石若しくはコース側端から逸脱した場合（四輪車で直ちに停止しない場合を含む。）又は隘路への進入の課題において切り返し範囲を逸脱した場合
接触小	—	20	車体が障害物に軽く接触した場合
接触大	危	危	接触事故となるおそれがある場合又は路端における停車及び発進の課題において切り返し範囲を逸脱した場合

## (8) 通行区分

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
路側帯進入	20	—	法第17条第1項又は法第47条第3項に違反した場合
通行帯違反	10	5	法第20条第1項若しくは第2項に違反した場合又はみだりに車両通行帯からはみ出した場合

追いつかれ義務違反	10	—	法第27条第1項又は第2項に違反した場合
バス等優先通行帯違反	10	—	法第20条の2第1項に違反した場合
軌道敷内違反	10	—	法第21条第1項、第2項又は第3項に違反した場合
右側通行	危	危	法第17条第4項に違反し又は同条第5項に該当する場合で道路の中央から左の部分に障害があり、反対方向からの交通を妨げるおそれがあるにもかかわらず、道路の中央から右の部分にはみ出したとき
安全地帯等進入	危	危	法第17条第6項に違反した場合

(9) 進路変更等

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
進路変更違反(狭路コース)	—	5	狭路コースへ左折する場合に法第34条第1項前段に違反したとき
進路変更違反(交差点)	10	5	法第25条第1項前段若しくは第2項前段、法第34条第1項前段、第2項前段若しくは第4項前段若しくは法第35条の2第1項前段若しくは第2項前段に違反した場合又は転回(環状交差点における転回を除く。)する直前に、左にハンドル操作をした場合
進路変更禁止違反	20	10	法第26条の2第1項又は第3項に違反した場合
後車妨害	危	危	法第26条の2第2項に違反した場合又は進路変更の時機を失い車両の妨害となった場合

(10) 直進、右左折等

減点細目	減点数		減点事項
	路上	場内	
右左折方法違反	5	5	法第34条第1項後段、第2項後段若しくは第4項後段又は法第35条の2第1項後段若しくは第2項後段(いずれも徐行を除く。)に違反した場合
安全進行違反	10	10	法第36条第4項後段若しくは法第37条の2第3項後段に違反した場合又は黄信号になる前に交差点を通過しようとして交差点の手前から速度を増した場合
課題不履行	10	—	技量未熟等のため余裕を持って行える状況にもかかわらず停車又は転回をしない場合
徐行違反	20	20	法第25条第1項若しくは第2項(いずれも徐行のみ。)、法第31条ただし書、法第34条第1項後段、第2項後段若しくは第4項後段、第35条の2第1項後段若しくは第2項後段(いずれも徐行のみ。)、法第36条第3項、法第37条の2第2項又は法第42条に違反した場合
進行方向別通行区分違反	20	10	法第35条第1項に違反した場合

交 差 点 等 進 入 禁 止 違 反	20	20	法第50条第1項若しくは第2項に違反した場合又は黄色の信号が表示された場合において停止位置に近接しているため安全に停止することができないにもかかわらず横断歩道若しくは自転車横断帯若しくは交差道路に入って停止したとき
信 号 無 視	危	危	法第7条に違反した場合
優 先 判 断 不 良	20	10	法第36条第1項若しくは第2項、法第37条、法第37条の2第1項又は法第43条後段に違反するに至らないが先行できる車両等に進路を譲らない場合
進 行 妨 害	危	危	法第36条第1項若しくは第2項、法第37条、法第37条の2第1項又は法第43条後段に違反した場合
横断等禁止違反	危	危	法第25条の2第1項又は第2項に違反した場合
指 定 場 所 不 停 止	危	危	法第43条前段に違反した場合

(11) 歩行者保護等

減 点 細 目	減点数		減 点 事 項
	路上	場内	
泥 は ね 運 転	10	10	法第71条第1項第1号に違反した場合
横 断 者 保 護 違 反	20	—	法第38条第1項前段若しくは第3項又は法第71条第1項第3号に違反した場合
歩 行 者 保 護 不 停 止 等	危	—	法第17条第2項、法第25条の2第1項、法第31条（ただし書を除く。）、法第38条第1項後段若しくは第2項若しくは法第71条第1項第2号、第2号の2若しくは第2号の3に違反した場合又は横断歩道若しくは自転車横断帯のない場所における横断者の通行を妨げた場合
安 全 間 隔 不 保 持	危	危	法第18条第2項又は第3項に違反した場合

(12) 最高速度、踏切通過及び駐車等

減 点 細 目	減点数		減 点 事 項
	路上	場内	
踏 切 内 変 速	5	5	踏切を通過する場合には変速装置を操作したとき
駐 車 措 置 違 反	5	5	法第71条第1項第5号に違反した場合又はその他車両の停止状態を保つための措置をしない場合
警 音 器 使 用 制 限 違 反 等	10	10	法第54条第1項又は第2項に違反した場合
急 禁 止 違 反 ブ レ ー キ	10	10	法第24条に違反した場合
車 間 距 不 保 持	10	10	法第26条に違反した場合

駐 停 車 方 法 違 反	10	5	法第47条第1項、第2項又は第3項に違反した場合
緊 急 車 妨 害	20	—	法第40条第1項若しくは第2項又は法第41条の2第1項若しくは第2項に違反した場合
合 図 車 妨 害	20	20	法第25条第3項、法第31条の2、法第34条第6項又は法第35条第2項に違反した場合
速 度 超 過	20	20	法第22条第1項に違反した場合又は指示した速度を超過した場合
踏 切 不 停 止 等	危	危	法第33条第1項（安全確認を除く。）若しくは第2項又は法第50条第2項（踏切のみ。）に違反した場合
追 越 し 違 反	危	危	法第20条第3項後段、法第28条第1項、第2項若しくは第4項、法第29条又は法第30条に違反した場合
割 込 み	危	危	法第32条に違反した場合
安 全 運 転 義 務 違 反	危	危	法第70条に違反したため試験官補助をした場合
安 全 運 転 意 識	10	—	他の交通に迷惑を与えたり危険を及ぼしたりして安全に運転しようとする意識がない場合
警 報	10	10	危険を回避するため、安全運転支援装置が事前警報を発した場合（場内の狭路コース走行中を除く。）
駐 停 車 違 反	20	—	法第44条第1項に違反した場合
駐 車 違 反	10	—	法第45条第1項又は第2項に違反した場合
通 行 禁 止 違 反	危	—	法第8条第1項に違反した場合

注1 減点数欄の○印は第10の1の(2)の「採点方法」にいう特別減点細目を示す。

注2 減点数欄の「危」は第12の1の「危険行為等」の略称を示す。

## 2 自動三輪車又は軽自動車に限定されている者に対する技能審査採点基準

運転することができる準中型自動車又は普通自動車が、昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定による自動三輪車又は軽自動車に限定されている者に対する技能審査の採点基準は、原則として試験の採点基準によることとするが、次の事項については特別減点方式を適用する。

「逆行小」、「安全不確認」、「速度速過ぎ小」、「急ハンドル」、「ふらつき小」、「進路変更禁止違反」、「安全進行違反」、「進行方向別通行区分違反」、「優先判断不良」、「泥はね運転」、「警音器使用制限違反等」、「急ブレーキ禁止違反」、「車間距離不保持」及び「警報」の10点減点細目並びに「合図不履行等（発進）」、「巻き込み防止措置不適」、「通行帯違反」、「進路変更違反（狭路コース）（交差点）」、「右左折方法違反」、「駐車措置違反」及び「駐停車方法違反」の5点減点細目については、その都度注意を与え、1回目は減点を保留し、2回以上同一減点細目に該当した場合は、1回目にさかのぼって減点すること。

別添 7-1 採点基準細目一覧表（路上）

減点 項目	危険行為等	20	10		5	
				特別減点細目		特別減点細目
安全措置、 運転姿勢			安全措置不適 (帯)		安全措置不適、 運転姿勢不良 (四輪)	
発進	逆行大、発進不能	逆行中	逆行小	エンスト、 発進手間どり		アクセルむら、 エンスト (場内)
速度維持				速度維持 (課題外速度)		
合 図、 安全確認			安全不確認		合図不履行等 (発進・進路変 更・右左折・ 環状交差点)	
制 動	暴走	速度速過ぎ大	制動操作不良(クリープ(路上))、 速度速過ぎ小		惰力走行(坂) 制動操作不良 (クリープ(場内))	惰力走行、 制動操作不良
操 向	ふらつき大、 通過不能		切り返し(路上)、 急ハンドル、ふらつき小		切り返し(場内)	
車体感覚	脱輪大、接触大	側方等間隔不保持、 脱輪中(場内)、 接触小(場内)	巻き込み防止措置不適、 脱輪小(路上)		停止位置不適、 脱輪小(場内)	
通行区分	右側通行、 安全地帯等進入	路側帯進入	通行帯違反、追いつかれ義務違 反、バス等優先通行帯違反、 軌道敷内違反			
進路変更等	後車妨害	進路変更禁止違反	進路変更違反(交差点)			
直 進、 右左折等	信号無視、進行妨害、 横断等禁止違反、 指定場所不停止	徐行違反、進行方向 別通行区分違反、 交差点等進入禁止違 反、優先判断不良	安全進行違反、課題不履行		右左折方法違反	
歩行者保護 等	歩行者保護不停止等、 安全間隔不保持	横断者保護違反	泥はね運転			
最高速度、 踏切通過、 駐 車 等	踏切不停止等、 追越し違反、割込み、 安全運転義務違反、 通行禁止違反	緊急車妨害、 合図車妨害、 速度超過、 駐停車違反	警音器使用制限違反等、急ブレ ーキ禁止違反、車間距離不保持、 駐停車方法違反、安全運転意識、 警報、駐車違反		踏切内変速、駐車措置違反	

別添 7-2 採点基準細目一覧表 (場内)

項目	減点 危険行為等	20	10		5	特別減点細目
				特別減点細目		
安全措置、 運転姿勢			安全措置不適(帯) 運転姿勢不良 (二輪)		安全措置不適、 運転姿勢不良 (四輪)	
発進	逆行大、発進不能	逆行中	逆行小			アクセルむら、 エンスト、 発進手間どり
速度維持	指定速度到達不能		速度維持 (課題速度)	速度維持 (課題外速度)	指定時間過不足	
合 図、 安全確認			安全不確認		合図不履行等 (発進)	合図不履行等 (進路変更・ 右左折)
制 動	急停止区間超過、 暴走	速度速過ぎ大	速度速過ぎ小		惰力走行(坂)、 制動操作不良 (クリープ)	惰力走行、 制動操作不良
操 向	転倒、通過不能	ふらつき大	急ハンドル、ふらつき小		切り返し	
車体感覚	脱輪大、接触大	側方等間隔不保持、 脱輪中、接触小			停止位置不適、 巻き込み防止措置不適、 脱輪小	
通行区分	右側通行、 安全地帯等進入				通行帯違反	
進路変更等	後車妨害		進路変更禁止違反		進路変更違反(狭路コース)、 進路変更違反(交差点)	
直 進、 右左折等	信号無視、進行妨害、 横断等禁止違反、 指定場所不停止	徐行違反、 交差点等進入禁止 違反	安全進行違反、 進行方向別通行区分違反、 優先判断不良		右左折方法違反	
歩行者保護等	安全間隔不保持		泥はね運転			
最高速度、 踏切通過、 駐 車 等	踏切不停止等、 追越し違反、割込み 安全運転義務違反	合図車妨害、 速度超過	警音器使用制限違反等、 急ブレーキ禁止違反、 車間距離不保持、警報		踏切内変速、駐車措置違反、 駐停車方法違反	